

定住促進住宅整備実施設計業務

建築

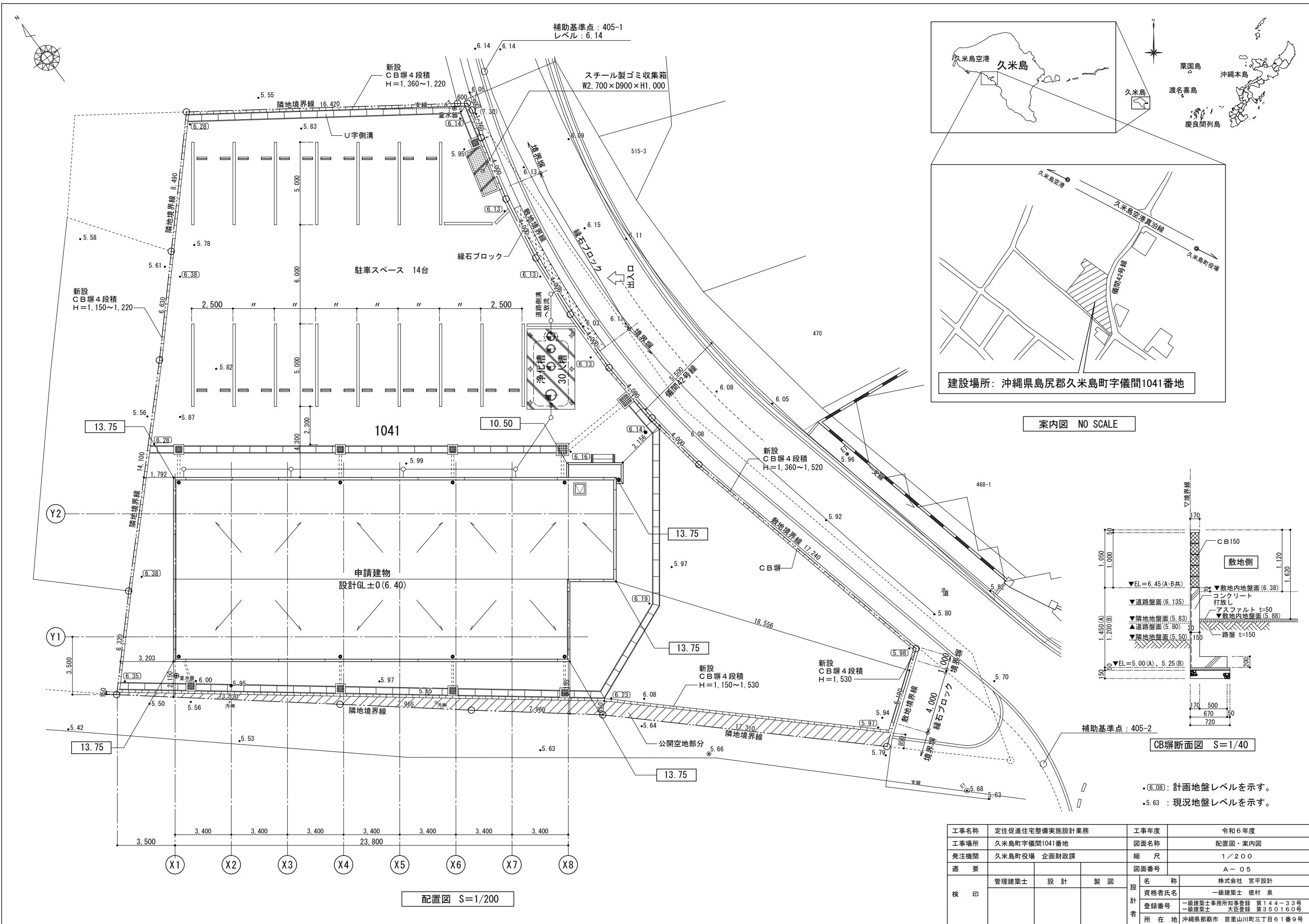
図面目録									
意匠					構造				
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	
A-01	建築工事特記仕様書（その1）	-	A-21	天井伏図	図示	A-01	構造設計標準仕様	-	
A-02	建築工事特記仕様書（その2）	-	A-22	建具キープラン	図示	A-02	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）	-	
A-03	建築工事特記仕様書（その3）	-	A-23	建具表	1/50	A-03	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）	-	
A-04	建築工事特記仕様書（その4）	-	A-24	部分詳細図（1）	1/200	A-04	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（3）	-	
A-05	案内図・配置図	1/100	A-25	部分詳細図（2）	図示	A-05	ひび割れ対策要領（案）	-	
A-06	敷地求積図	1/100	A-26	部分詳細図（3）	図示	A-06	ボーリング柱状図	-	
A-07	建物求積図	1/100	A-27	部分詳細図（4）	1/200	A-07	杭基礎伏図	1/100	
A-08	仕上表	1/200	A-28	外構図		A-08	1階梁伏図	1/100	
A-09	1階平面図	1/100	A-29	外構詳細図（1）		A-09	2階梁伏図	1/100	
A-10	2階平面図	1/50	A-30	外構詳細図（2）		A-10	R階梁伏図	1/100	
A-11	屋根伏せ図	1/50	A-31	仮設計画図		A-11	軸組図（1）	1/100	
A-12	立面図	1/50				A-12	軸組図（2）	1/100	
A-13	断面図	1/50				A-13	軸組図（3）	1/100	
A-14	矩計図	1/50				A-14	軸組図（4）	1/100	
A-15	階段詳細図	1/50				A-15	軸組図（5）	1/100	
A-16	1階平面詳細図（1）	1/100				A-16	基礎、地中梁、小梁リスト	1/60	
A-17	1階平面詳細図（2）	1/100				A-17	大梁、階段、スラブリスト	1/60	
A-18	2階平面詳細図（1）	1/200				A-18	壁リスト	1/60	
A-19	2階平面詳細図（2）	1/100				A-19	配筋要領図	-	
A-20	展開図	図示							

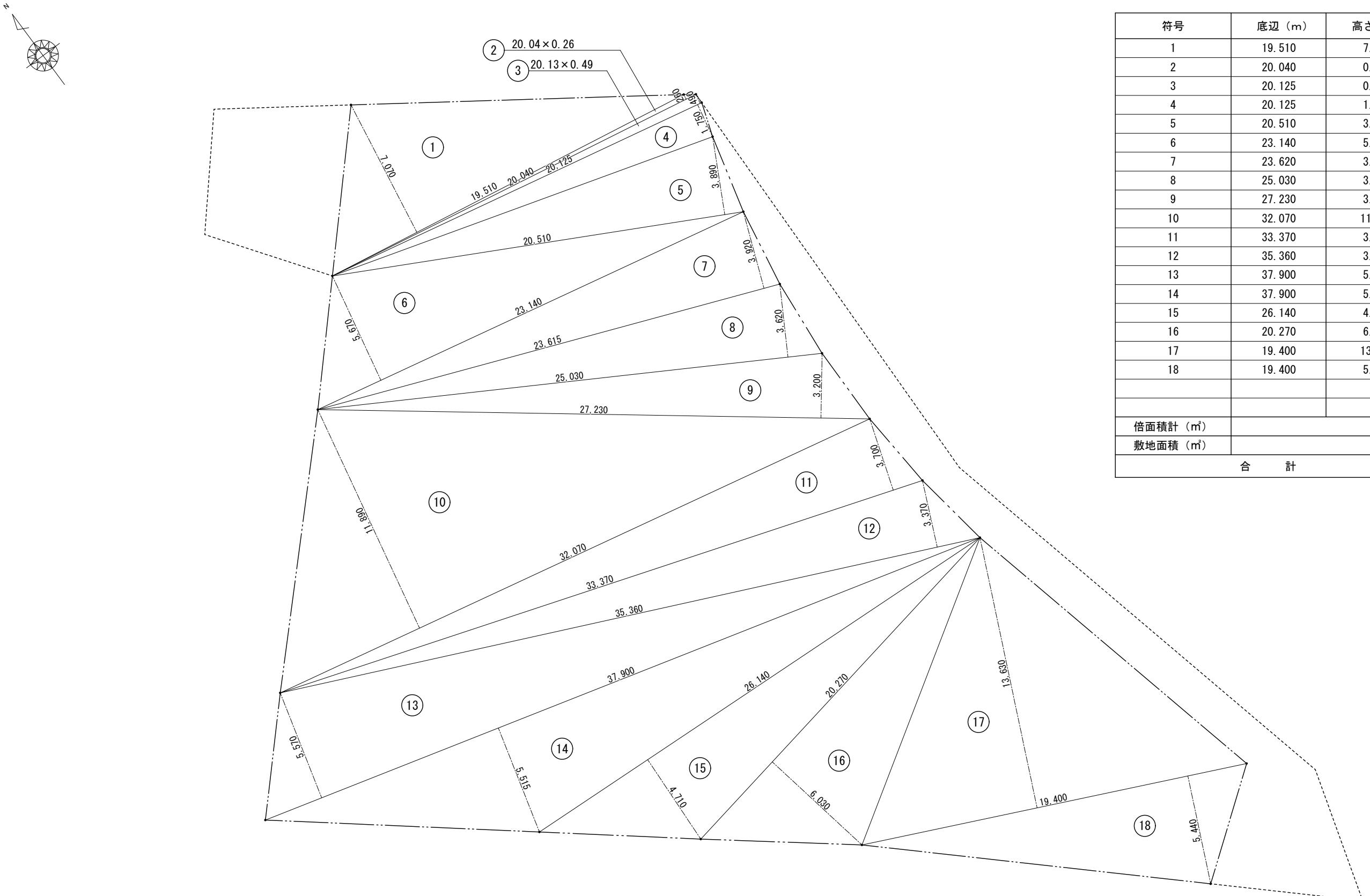
令和6年度
久米島町役場 企画財政課

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	図面目録
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	-
適 要				図面番号	A-00
検 印	課長	班長	担当者	合議	設 計 者
					名 称 株式会社 宮平設計
					資格者氏名 一級建築士 徳村 泉
					登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
					所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部		令和4年7月改定版																																											
1 工事概要 <p>(1) 工事名：定住促進住宅整備工事 (2) 工事場所：久米島町字儀間1041番地（地域地区等：都市計画区域外） (3) 敷地面積：1,164.55 m² (4) 工事種目：新築 ア 建築物 建築物の名称 定住促進住宅 主要用途 共同住宅 構造及び階数 WRC造 地上2階建て 工事種別 新築 建築面積 273.94 m² 延べ面積 378.58 m² イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量</p>																																													
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和7年7月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。																																													
3 建築工事仕様 <p>(1) 標準仕様 国面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁常務部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」[令和7年版]（以下「標準仕様書」という。）による。</p> <p>(2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の（...）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の（参...）は、標準仕様書の参考資料4部各部配筋参考図の当該項目を示す。</p>																																													
4 その他 <p>(1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力をを行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後ににおいても、同様とする。</p> <p>ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。</p> <p>エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続に関する合意書（平成19年7月24日）に基づき、次に記載する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行なうなど、厳正に対処するものとする。</p> <p>ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行なうこと。</p> <p>ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p> <p>(3) ワンデーレスポンスの実施 ア この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。 「ワンデーレスpons」には、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。</p> <p>エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。</p> <p>(4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。</p>																																													
<p>(4) 工事監理業務への協力等 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。</p> <p>ウ 計画図において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。</p> <p>エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。</p> <p>(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。</p> <p>(6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。</p> <p>(7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するよう努めなければならない。</p> <p>(8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設課に報告すること。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでには、触れずにそのままの状態で保存すること。</p> <p>なお、これについては、下請業者へも周知すること。</p> <p>(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。</p> <p>イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。</p> <p>ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>エ さし棒の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることができないようにすること。</p> <p>オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。</p> <p>カ 「下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に際しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>(10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。</p> <p>イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。</p> <p>エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。</p> <p>イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で算積しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>ウ 「参考図」は建設工事請負契約第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</p> <p>(12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。</p> <p>(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に從事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。</p> <p>また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p> <p>イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</p> <p>【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】 ホームページ・政策・仕事・土地・建設産業・建設産業・不動産業・各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000082.html</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項 目</th> <th>特 記 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般 共 通 事 項</td> <td>① 適用基準等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事監理指針（令和元年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和4年版）（一社）公共建築協会 ○ 営繕工事写真撮影要領（令和3年版） ○ 磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ○ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ○ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和4年4月）沖縄県土木建築部 </td> </tr> <tr> <td>② 工事実績情報の登録（1.1.4）</td> <td>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。</td> </tr> <tr> <td>③ 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）</td> <td> <p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>（1）契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項とし、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> </td> </tr> <tr> <td>④ 工事の余裕期間</td> <td> <p>（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 （1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 （2）CORINS登録については、実工期間間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 （3）余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 （4）受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 （5）受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 （6）受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 （7）実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 （8）受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。 </td> </tr> <tr> <td>5 概工期（1.2.1）</td> <td>図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。</td> </tr> <tr> <td>6 品質計画等（1.2.2）</td> <td>建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。</td> </tr> <tr> <td>7 施工図等（1.2.3）</td> <td> <p>（1）風速: V0 = m/s (平12建告第1454号第2)</p> <p>（2）地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)</p> <p>（1）施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>（2）現場代理人等は、施工に先立ち、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>（3）施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p> <p>沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。</p> </td> </tr> <tr> <td>8 工事の記録（1.2.4）</td> <td>電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>9 電気保安技術者（1.3.3）</td> <td>施工順序等の制約</td> </tr> <tr> <td>10 施工条件（1.3.5）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ○ 有り【・ 現場説明書による・ 図示・ 道路側境界基盤工事は、道路工事状況に合わせて施工を行うこととする】 <p>工事車両の駐車場所 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 資材、機材置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 建設発生土の仮置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ その他の施工条件 : ・ 図示・ 現場説明書による・</p> </td> </tr> </tbody> </table>				章	項 目	特 記 事 項	一般 共 通 事 項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事監理指針（令和元年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和4年版）（一社）公共建築協会 ○ 営繕工事写真撮影要領（令和3年版） ○ 磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ○ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ○ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和4年4月）沖縄県土木建築部 	② 工事実績情報の登録（1.1.4）	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。	③ 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）	<p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>（1）契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項とし、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p>	④ 工事の余裕期間	<p>（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 （1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 （2）CORINS登録については、実工期間間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 （3）余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 （4）受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 （5）受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 （6）受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 （7）実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 （8）受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。 	5 概工期（1.2.1）	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。	6 品質計画等（1.2.2）	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。	7 施工図等（1.2.3）	<p>（1）風速: V0 = m/s (平12建告第1454号第2)</p> <p>（2）地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)</p> <p>（1）施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>（2）現場代理人等は、施工に先立ち、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>（3）施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p> <p>沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。</p>	8 工事の記録（1.2.4）	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。	9 電気保安技術者（1.3.3）	施工順序等の制約	10 施工条件（1.3.5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ○ 有り【・ 現場説明書による・ 図示・ 道路側境界基盤工事は、道路工事状況に合わせて施工を行うこととする】 <p>工事車両の駐車場所 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 資材、機材置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 建設発生土の仮置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ その他の施工条件 : ・ 図示・ 現場説明書による・</p>																		
章	項 目	特 記 事 項																																											
一般 共 通 事 項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事監理指針（令和元年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和4年版）（一社）公共建築協会 ○ 営繕工事写真撮影要領（令和3年版） ○ 磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ○ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ○ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和4年4月）沖縄県土木建築部 																																											
	② 工事実績情報の登録（1.1.4）	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																																											
	③ 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）	<p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>（1）契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項とし、工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p>																																											
	④ 工事の余裕期間	<p>（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。 （1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 （2）CORINS登録については、実工期間間に技術者の従事期間の登録を行うこと。 （3）余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。 （4）受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 （5）受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 （6）受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 （7）実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 （8）受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。 																																											
	5 概工期（1.2.1）	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。																																											
	6 品質計画等（1.2.2）	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。																																											
	7 施工図等（1.2.3）	<p>（1）風速: V0 = m/s (平12建告第1454号第2)</p> <p>（2）地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)</p> <p>（1）施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>（2）現場代理人等は、施工に先立ち、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。</p> <p>（3）施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p> <p>沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。</p>																																											
	8 工事の記録（1.2.4）	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。																																											
	9 電気保安技術者（1.3.3）	施工順序等の制約																																											
	10 施工条件（1.3.5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無し ○ 有り【・ 現場説明書による・ 図示・ 道路側境界基盤工事は、道路工事状況に合わせて施工を行うこととする】 <p>工事車両の駐車場所 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 資材、機材置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ 建設発生土の仮置場 : ・ 図示・ 現場説明書による・ その他の施工条件 : ・ 図示・ 現場説明書による・</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>⑪ 施工中の安全確保及び環境保全等（1.3.7）（1.3.10）</th> <th>（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫ 交通安全管理（1.3.8）</td> <td>（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 発生材の処理等（1.3.11）</td> <td> <p>一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア パックホウ イ 車輪式トラクショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン <p>国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号）</p> </td> </tr> </tbody> </table>				⑪ 施工中の安全確保及び環境保全等（1.3.7）（1.3.10）	（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。	⑫ 交通安全管理（1.3.8）	（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。	⑬ 発生材の処理等（1.3.11）	<p>一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア パックホウ イ 車輪式トラクショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン <p>国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号）</p>																																				
⑪ 施工中の安全確保及び環境保全等（1.3.7）（1.3.10）	（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。																																												
⑫ 交通安全管理（1.3.8）	（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。																																												
⑬ 発生材の処理等（1.3.11）	<p>一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア パックホウ イ 車輪式トラクショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン <p>国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号）</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>定住促進住宅整備実施設計業務</th> <th>工事年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>久米島町字儀間1041番地</td> <td>面積名称</td> <td>建築工事特記仕様書（その1）</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>久米島町役場</td> <td>縮 尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">検 印</td> <td>管理建築士</td> <td>設 計</td> <td>製 図</td> </tr> <tr> <td>設計者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>沖縄県那覇市首里山川町三丁目1番9号</td> <td>名 称</td> <td>株式会社 宮平設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>一级建築士 徳村 京</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>1級建築士事務所登録第144-33号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>沖縄県那覇市大原第350160号</td> </tr> </tbody> </table>				工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和 6 年度	工事場所	久米島町字儀間1041番地	面積名称	建築工事特記仕様書（その1）	発注機関	久米島町役場	縮 尺		摘要		図面番号		検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者氏名			登録番号			所在地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目1番9号	名 称	株式会社 宮平設計			資格者氏名	一级建築士 徳村 京			登録番号	1級建築士事務所登録第144-33号			所在地	沖縄県那覇市大原第350160号
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和 6 年度																																										
工事場所	久米島町字儀間1041番地	面積名称	建築工事特記仕様書（その1）																																										
発注機関	久米島町役場	縮 尺																																											
摘要		図面番号																																											
検 印	管理建築士	設 計	製 図																																										
	設計者氏名																																												
	登録番号																																												
所在地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目1番9号	名 称	株式会社 宮平設計																																										
		資格者氏名	一级建築士 徳村 京																																										
		登録番号	1級建築士事務所登録第144-33号																																										
		所在地	沖縄県那覇市大原第350160号																																										

① 一般共通事項 △ 続き	⑭ 主任技術者・監理技術者	<p>(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していないなければならない。</p> <p>イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。</p>																																																											
	⑮ 主任技術者等の資格	<p>(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの <p>ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p> <p>(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。</p>																																																											
	⑯ 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)	<p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。 																																																											
	⑰ 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【① 火災保険・建設工事保険・組立保険 ②請負業者賠償責任保険】</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1ヵ月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																																																											
	⑱ ゆいくる材について	<p>(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターにて「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>																																																											
	⑲ 技能士(1.5.2)	<p>通用工事種別 技能検定作業</p>																																																											
	⑳ 化学物質の濃度測定(1.5.9)	<p>(1) 測定期、測定対象室及び測定箇所数 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考 居室(3室) 3ヶ所</p> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>																																																											
	㉑ 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)	<p>※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繩工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。</p> <p>(4) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書</p> <p>(5) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があつた場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。 なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>																																																											
	㉒ 設計図CADデータの貸与	<p>本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>																																																											
	㉓ 情報共有システム	<p>(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】: ブロードバンド回線 【パソコンOS】: Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】: Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)</p> <p>・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p> <p>・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p> <p>・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム(CCUS)現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>																																																											
	㉔ 墜落制止用器具	<p>・ 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。</p> <p>ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターにて「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>																																																											
	㉕ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>																																																											
	㉖ 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	<p>・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム(CCUS)現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p>																																																											
	㉗ 通用工事種別	<p>通用工事種別 技能検定作業</p>																																																											
	㉘ ② ① 工事用水仮設工事	<p>構内既存の施設:【・利用不可 ①利用できる(②有償・無償)】</p>																																																											
	㉙ ② ② 工事用電力	<p>構内既存の施設:【・利用不可 ①利用できる(②有償・無償)】</p>																																																											
	㉚ ③ 環境対策について	<p>(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。</p> <p>(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>																																																											
	㉛ ④ 足場その他	<p>(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。</p> <p>(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>																																																											
	㉜ ⑤ 監督員事務所	<p>規模(㎡) 床 仕上げ 内壁・天井 屋根 備品の種類及び数量</p>																																																											
	㉝ ① ① 埋戻し及び盛土	<p>埋戻し及び盛土の種別: ・A種 適用場所() ・B種 適用場所() ・C種 適用場所() 土質() 受渡場所() ・D種 適用場所()</p>																																																											
	㉞ ④ 地業工事	<p>載荷試験 (4.2.3)(4.2.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>載荷試験の種類</th> <th>試験の方法</th> <th>試験の位置</th> <th>載荷荷重</th> <th>報告書の記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杭</td> <td>・水平試験 ・鉛直試験 ・</td> <td>・図示 ・</td> <td>・図示 ・</td> <td>・図示 ・</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>・平板載荷試験</td> <td>・図示 段階式載荷</td> <td>・図示 ・</td> <td>・図示 ・</td> </tr> </tbody> </table>	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項	杭	・水平試験 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	地盤	・平板載荷試験	・図示 段階式載荷	・図示 ・	・図示 ・																																												
載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項																																																									
杭	・水平試験 ・鉛直試験 ・	・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・																																																									
地盤	・平板載荷試験	・図示 段階式載荷	・図示 ・	・図示 ・																																																									
㉟ ② 杭地業	<p>(1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭地業の種類</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)</td> <td>・セメントミルク工法</td> </tr> <tr> <td>・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)</td> <td>・特定埋設杭工法</td> </tr> <tr> <td>・鋼管地業</td> <td>・プレーボーリング拡大根固め工法</td> </tr> <tr> <td>・場所打ちコンクリート杭地業</td> <td>・中掘り拡大根固め工法 ②(TG)パイロ工法 同等以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 杭の寸法等 (4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭径</th> <th>杭長(m)</th> <th>種類</th> <th>緒手数</th> <th>先端部の形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>位置は図示による</td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>Φ267.4 上3m+下4m // 5.7m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 杭の品質等 (4.3.4)~(4.3.8)(4.4.4)~(4.4.6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計支持力の算定方法</th> <th>推定支持力の算定方法</th> <th>水平方向のずれ精度</th> <th>緒手工法</th> <th>杭頭の処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 支持層 (4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支持層の位置</th> <th>支持層の種類</th> <th>支持層への掘削深さ</th> <th>支持層への根入れ深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td>凝灰角礫岩</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 鉄筋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒂筋</td> <td>鉄筋の最小かぶり厚さ</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>【・(参考-2.2)・図示】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ セメントの種類</td> <td>【・普通ポルトランドセメント・図示】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ コンクリート</td> <td>設計基準強度</td> <td>種別</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	杭地業の種類	工法	・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・セメントミルク工法	・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・特定埋設杭工法	・鋼管地業	・プレーボーリング拡大根固め工法	・場所打ちコンクリート杭地業	・中掘り拡大根固め工法 ②(TG)パイロ工法 同等以上	杭径	杭長(m)	種類	緒手数	先端部の形状	備考	試験杭					位置は図示による	本杭	Φ267.4 上3m+下4m // 5.7m					設計支持力の算定方法	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	緒手工法	杭頭の処理	図示					支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ	図示	凝灰角礫岩			ア 鉄筋	蒂筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考	【・(参考-2.2)・図示】			イ セメントの種類	【・普通ポルトランドセメント・図示】		ウ コンクリート	設計基準強度	種別	備考
杭地業の種類	工法																																																												
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・セメントミルク工法																																																												
・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・特定埋設杭工法																																																												
・鋼管地業	・プレーボーリング拡大根固め工法																																																												
・場所打ちコンクリート杭地業	・中掘り拡大根固め工法 ②(TG)パイロ工法 同等以上																																																												
杭径	杭長(m)	種類	緒手数	先端部の形状	備考																																																								
試験杭					位置は図示による																																																								
本杭	Φ267.4 上3m+下4m // 5.7m																																																												
設計支持力の算定方法	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	緒手工法	杭頭の処理																																																									
図示																																																													
支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ																																																										
図示	凝灰角礫岩																																																												
ア 鉄筋																																																													
蒂筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考																																																											
【・(参考-2.2)・図示】																																																													
イ セメントの種類	【・普通ポルトランドセメント・図示】																																																												
ウ コンクリート	設計基準強度	種別	備考																																																										
㉟ ③ 床下防湿層 (4.6.5)	<p>防湿層の範囲は、図示による。</p>																																																												
㉟ ④ 鉄筋(5.2.1)	<p>種類の記号 呼び名(mm) 備考</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>SD295</td> <td>D10~D16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SD345</td> <td>D19~D25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	SD295	D10~D16		SD345	D19~D25																																																							
SD295	D10~D16																																																												
SD345	D19~D25																																																												
㉟ ② 溶接金網 (5.2.2)	<p>網目の形状 寸法 鉄線の経 備考</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																																																												
㉟ ③ 継手及び定着 (5.3.4)	<p>(1) 継手の種類等 施工部位 繼手の種類 備考(重ね継手の長さ等)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>軸体一般</td> <td>重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軸体一般</td> <td>ガス圧接継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。</p> <p>(3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。】</p>	軸体一般	重ね継手		軸体一般	ガス圧接継手																																																							
軸体一般	重ね継手																																																												
軸体一般	ガス圧接継手																																																												
㉟ ④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5)	<p>(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ: (2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ: (3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>配筋の方法</th> <th>その他特記すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【・(参考-1)による。・図示】</td> <td>【・(参考-1)による。・図示】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項	【・(参考-1)による。・図示】	【・(参考-1)による。・図示】																																																							
施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項																																																											
【・(参考-1)による。・図示】	【・(参考-1)による。・図示】																																																												
㉟ ⑤ 各部配筋 (5.3.7)	<p>施工箇所 機械式継手の種類:・図示・</p>																																																												
㉟ ⑥ 機械式継手	<p>機械式継手の種類:・図示・</p>																																																												
㉟ ① コンクリートの強度 コンクリート工事	<p>気乾単位容積質量による種類 類別等 設計基準強度(Fc) 施工部位</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・普通コンクリート</td> <td>※ I類</td> <td>18</td> <td>捨てコンクリート</td> </tr> <tr> <td>・軽量コンクリート</td> <td>・ II類</td> <td></td> <td>土間コンクリート</td> </tr> <tr> <td>・普通コンクリート</td> <td>※ I類</td> <td>24</td> <td>基礎・基礎梁</td> </tr> <tr> <td>・軽量コンクリート</td> <td>・ II類</td> <td></td> <td>梁、床、壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6.2.1)(6.2.2)(6.2.3)(6.10.1)(6.13.1)(6.14.1)(6.15.1)</p>	・普通コンクリート	※ I類	18	捨てコンクリート	・軽量コンクリート	・ II類		土間コンクリート	・普通コンクリート	※ I類	24	基礎・基礎梁	・軽量コンクリート	・ II類		梁、床、壁																																												
・普通コンクリート	※ I類	18	捨てコンクリート																																																										
・軽量コンクリート	・ II類		土間コンクリート																																																										
・普通コンクリート	※ I類	24	基礎・基礎梁																																																										
・軽量コンクリート	・ II類		梁、床、壁																																																										
㉟ ② コンクリートの材料	<p>(1) セメントの種類 【</p>																																																												

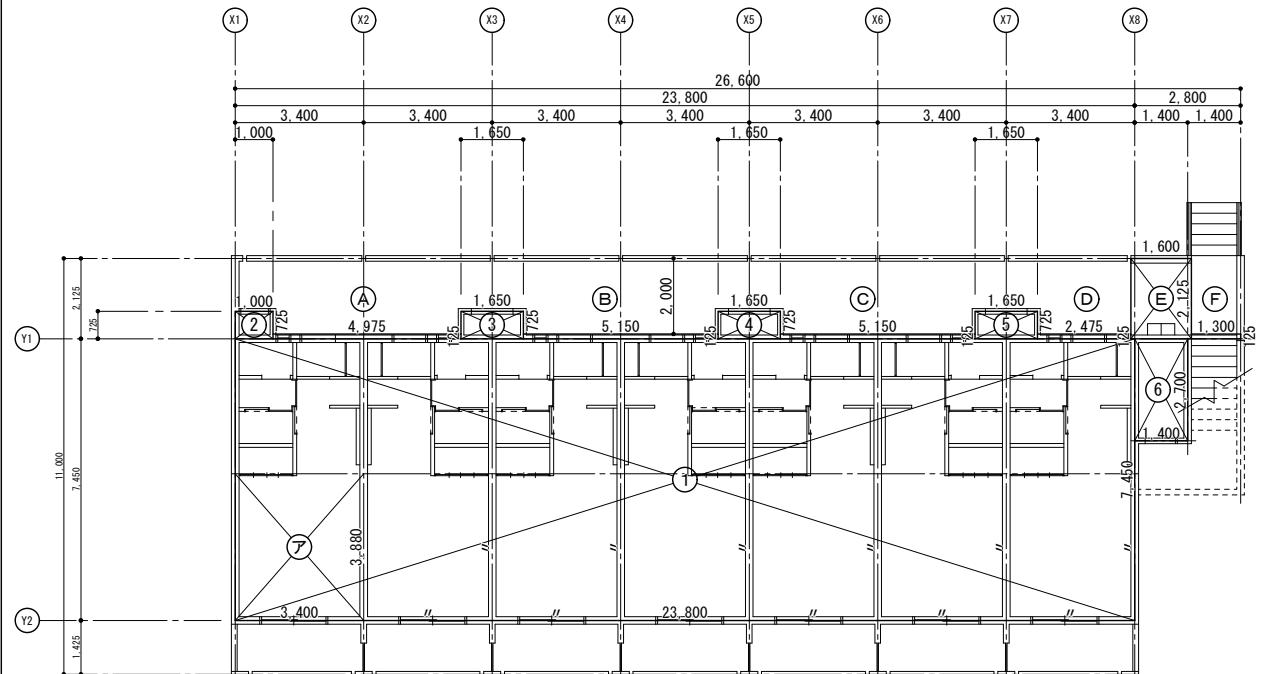




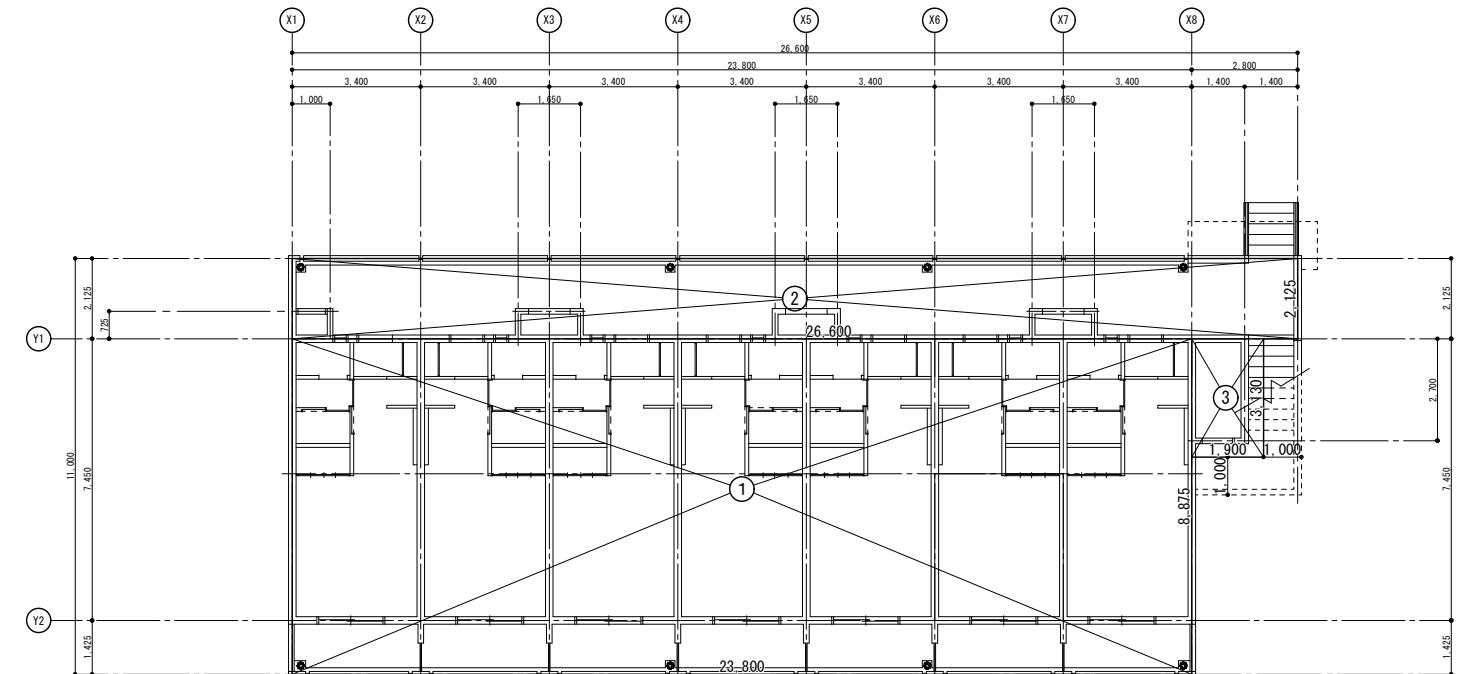
符号	底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (m ²)
1	19. 510	7. 070	137. 9357000
2	20. 040	0. 260	5. 2104000
3	20. 125	0. 490	9. 8612500
4	20. 125	1. 750	35. 2187500
5	20. 510	3. 890	79. 7839000
6	23. 140	5. 670	131. 2038000
7	23. 620	3. 920	92. 5904000
8	25. 030	3. 620	90. 6086000
9	27. 230	3. 200	87. 1360000
10	32. 070	11. 890	381. 3123000
11	33. 370	3. 700	123. 4690000
12	35. 360	3. 370	119. 1632000
13	37. 900	5. 570	211. 1030000
14	37. 900	5. 520	209. 2080000
15	26. 140	4. 710	123. 1194000
16	20. 270	6. 030	122. 2281000
17	19. 400	13. 630	264. 4220000
18	19. 400	5. 440	105. 5360000
倍面積計 (m ²)			2329. 1098000
敷地面積 (m ²)			1, 164. 5549000
合 计			1, 164. 55 m ²

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	敷地求積図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	A 3 1/300	
適 要				図面番号	A- 0 6	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称	株式会社 宮平設計
					資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
					登録番号	一級建築士事務所登録第144-33号 二級建築士 大臣登録 第350160号
					所在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目6 1番9号

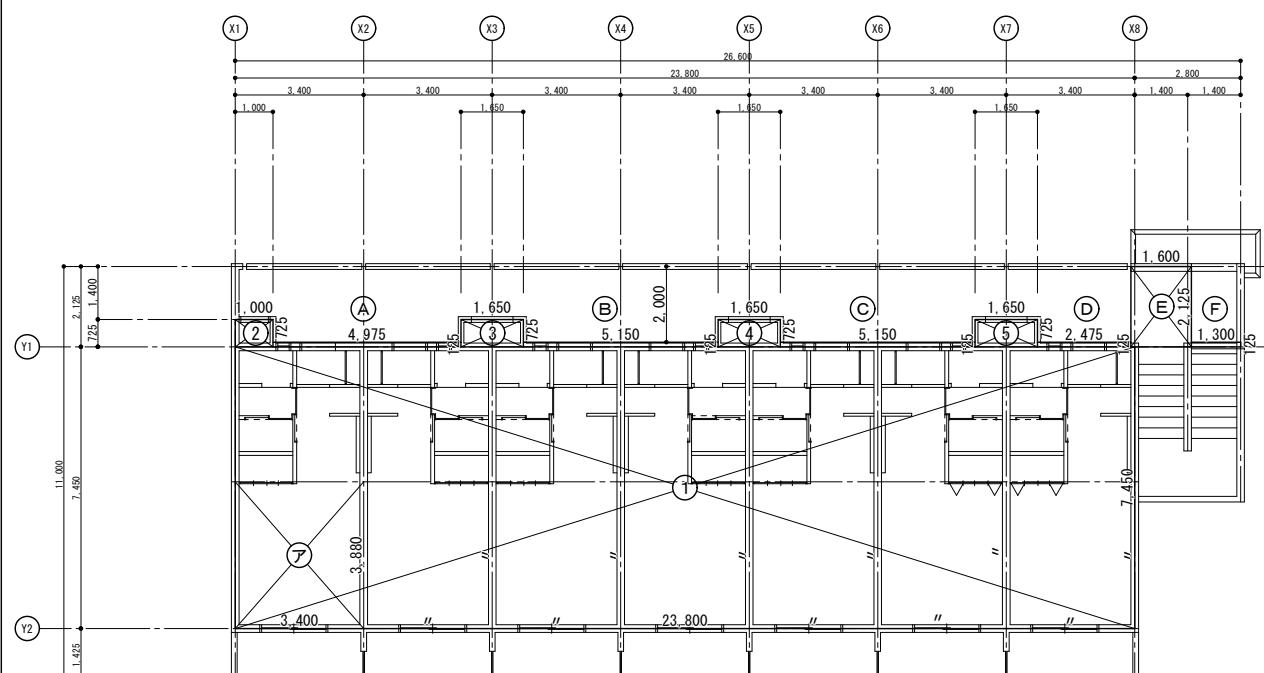
敷地面積求積図 1/200



1階求積図 S=1/200



建築面積求積図 S=1/200



2階求積図 $S=1/200$

符号	1階床面積計算式			床面積	容積算定期 床面積
1	23.800	×	7.450	177.310000	177.310000
2	1.000	×	0.725	0.725000	0.725000
3	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
4	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
5	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
6	1.400	×	2.700	3.780000	3.780000
A	4.975	×	0.125	0.621875	廊下
B	5.150	×	0.125	0.643750	廊下
C	5.150	×	0.125	0.643750	廊下
D	2.475	×	0.125	0.309375	廊下
E	1.600	×	2.125	3.400000	廊下
F	1.300	×	0.125	0.162500	廊下
計				191.185000 m ²	185.403750 m ³
合計				191.18 m ²	185.40 m ³

符号	2階床面積計算式			床面積	容積算定期床面積
1	23.800	×	7.450	177.310000	177.310000
2	1.000	×	0.725	0.725000	0.725000
3	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
4	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
5	1.650	×	0.725	1.196250	1.196250
A	4.975	×	0.125	0.621875	廊下
B	5.150	×	0.125	0.643750	廊下
C	5.150	×	0.125	0.643750	廊下
D	2.475	×	0.125	0.309375	廊下
E	1.600	×	2.125	3.400000	廊下
F	1.300	×	0.125	0.162500	廊下
計				187.405000 m ²	181.623750 m ³
合計				187.40 m ²	181.62 m ³

符号	建築面積計算式			床面積
1	23.800	×	8.880	211.3440000
2	26.600	×	2.130	56.6580000
3	1.900	×	3.130	5.9470000
計				273.9490000
合 計				273.94 m ²

階	床面積一覧表	
	延べ床面積	容積算定床面積
1	191.18 m ²	185.40 m ²
2	187.40 m ²	181.62 m ²
合計	378.58 m ²	367.02 m ²

階	符号	居室面積	
1	ア	3.400 × 3.880 × 7	92.344 m ²
2	イ	3.400 × 3.880 × 7	92.344 m ²
合計		184.69 m ²	

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	建物求積図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1/200	
適 要				図面番号	A-07	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社 宮平設計
					資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
					登録番号	一級建築士事務所登録 第194-33号
						一級建築士 大臣登録 第350160号
					所 在 地	沖縄県那霸市 首里山川町三丁目6-1番9号

外部仕上表

建物概要		屋根	コンクリート金ゴテ押えの上 厚3mmウレタン塗膜防水（遮熱、断熱）X-2工法 スラブ下 t40 ポリスチレンフォーム 防水立上りH200	ベランダ	床：コンクリート金ゴテ仕上（1/100勾配） 手摺：コンクリート打ち放しの上 ガラス系処理剤（無機多孔質材表面水生処理剤及び植物生物防除剤） 軒裏：コンクリート打ち放し補修の上 EP-1仕上 隔壁板：W=600 物干し金物：アーム付上下移動式ポール（アルミ製） クーラー用スリーブ（設備工事）	
用途地域	都市計画区域外					
用途	共同住宅	外壁	コンクリート打ち放し補修の上 防水型複層塗材E		樋	
構造	壁式鉄筋コンクリート造					
階数	2階建	軒裏・笠木	コンクリート打ち放し補修の上 EP-1仕上		硬質塩化ビニルパイプ：Φ75 ステンレス支持金物 ステンレス製支持金物	
敷地面積	1,164.55 m ²					
建築面積合計	273.94 m ²	屋外階段	床：コンクリート金ゴテ仕上（蹴上・踏面共）W=70排水溝 壁：コンクリート打ち放し補修の上 防水型複層塗材E 軒裏：コンクリート打ち放し補修の上 EP-1仕上		鉄製縦引きルーフドレイン突起型：9か所（R階、庇） 鉄製横引きルーフドレイン：1か所（R階） 鉄製縦引きルーフドレイン：6か所（廊下） 鉄製バルコニー中継ドレイン：10か所（ベランダ・廊下）	
床面積合計	378.58 m ²					
容積率算定床面積	367.02 m ²	廊下	床：コンクリート金ゴテ仕上（1/100勾配） 手摺：コンクリート打ち放しの上 ガラス系処理剤（無機多孔質材表面水生処理剤及び植物生物防除剤） 軒裏：コンクリート打ち放し補修の上 EP-1仕上 SUSタラップ 屋上点検ハッチ：500×500（鍵付）		外構 アスファルト舗装、白線引きW=150、緑石、雨水排水側溝 アパート名サイン工事、スチール製ゴミ収集箱	
建ぺい率	23.52 %					
容積率	31.52 %				その他金物 室名札：SUS製	

内部仕上表

階	室名	床		壁		天井			備考
		下地	巾木	下地		下地		天井高	
共同住宅 （1・2階）	玄関	モルタル コンクリート木ゴテ下地の上 200角磁器質タイル張り	200角磁器質タイル H=130	LGS	t12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り	LGS	t9.5 石膏ボードの上 ビニールクロス張り	H=2,350	靴箱 玄関框：御影石 95×15
	廊下			RC	t12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り（G L工法）				
	トイレ	置床下地 t5.5 カン合板下地 t20 バラフィンボード	厚15天然木化粧フローリング張り（複合2種） (表面板3mm+芯材12mmヒバ材)	木製巾木 H=60	LGS 同上	RC 同上	同上	H=2,200	洗濯機パン：640角
	洗面室			LGS	t12.5 耐水石膏ボードの上 ビニールクロス貼り				
	ユニットシャワー	同上	同上	RC	t12.5 耐水石膏ボードの上 ビニールクロス貼り（G L工法） X1通り：LGS胴縁 25×40@303 厚25ポリスチレンフォーム充填 12.5石膏ボードの上 ビニールクロス張り	同上	t6.0 ケイ酸カルシウム板の上 EP-2塗装	H=2,200	※換気扇：設備工事
	キッチン	置床下地 t5.5 カン合板下地 t20 バラフィンボード	厚15天然木化粧フローリング張り（複合2種） (表面板3mm+芯材12mmヒバ材)	同上	LGS 同上	RC 同上	同上	H=2,200	水栓金具・タオル掛け・洗面化粧台：W=600 床下点検口 450角（1ヶ所/戸）
	洋室1			LGS	t12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り				
	クローゼット	同上	同上	RC	t12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り（G L工法） Y2通り：LGS胴縁 25×40@303 厚25ポリスチレンフォーム充填 12.5石膏ボードの上 ビニールクロス張り	同上	同上	H=2,350	長押ラック：W1800×H80×D30

【特記事項】

1	シックハウス対策による内装の仕上、天井裏等の下地についてはF☆☆☆☆の材料を使用とする	6	
		7	
2	住戸の玄関框については人工大理石90×20とする	8	
3	天井下地組は内外部全て軽量鉄骨下地組とする	9	
4	内装仕上に用いる全ての接着剤はF☆☆☆☆の材料を使用する	10	
5			

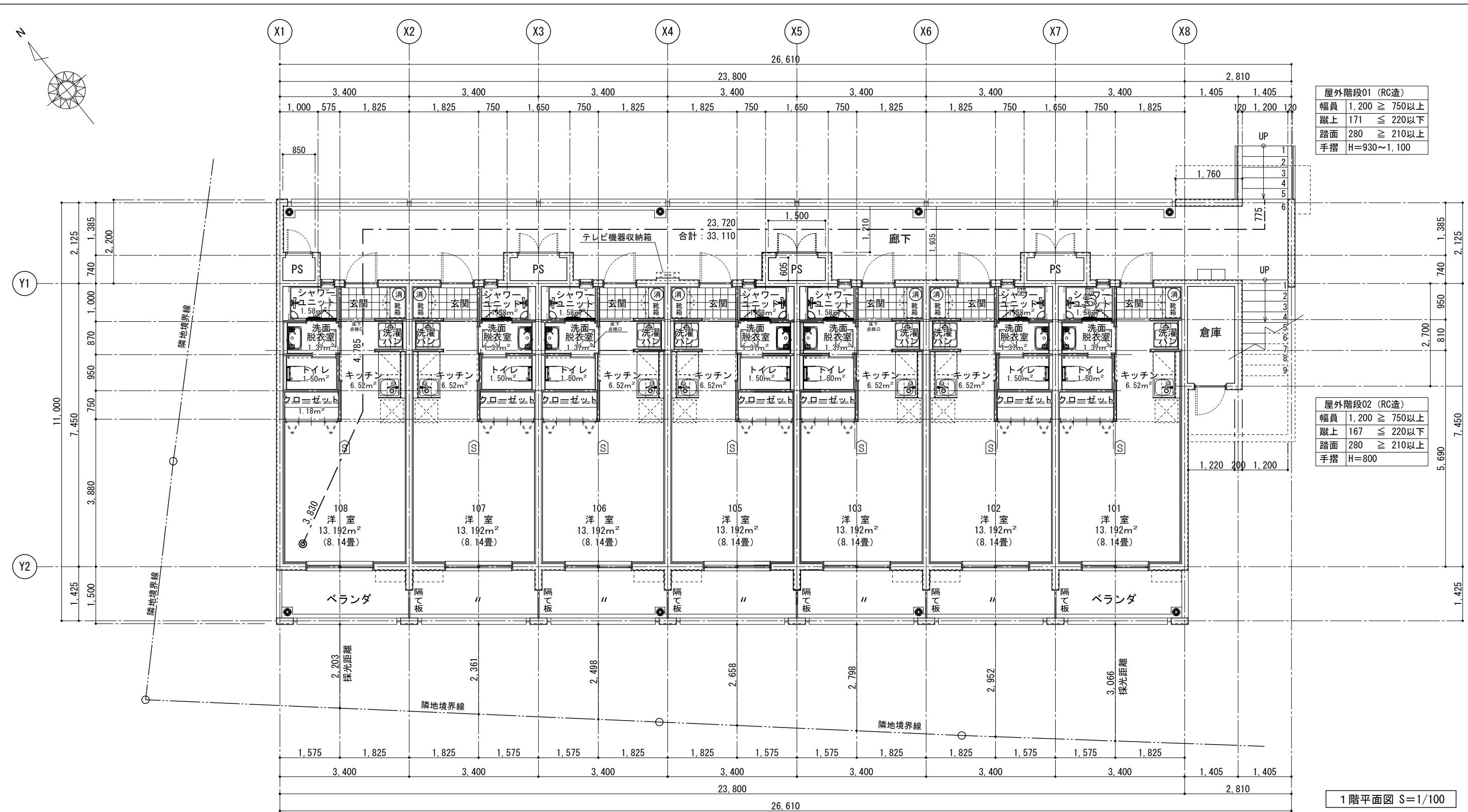
【塗装凡例】

C L	クリアラッカー（B種）環境対応型
E P - I	合成樹脂エマルションペイント1種 (外部・水廻り用)
E P - II	合成樹脂エマルションペイント1種 (内部用)

【不燃】

【準不燃】

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	面積名称	仕上表
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	—
適 要		図面番号	A-08
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
		登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 二級建築士 大臣登録 第350160号
		所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

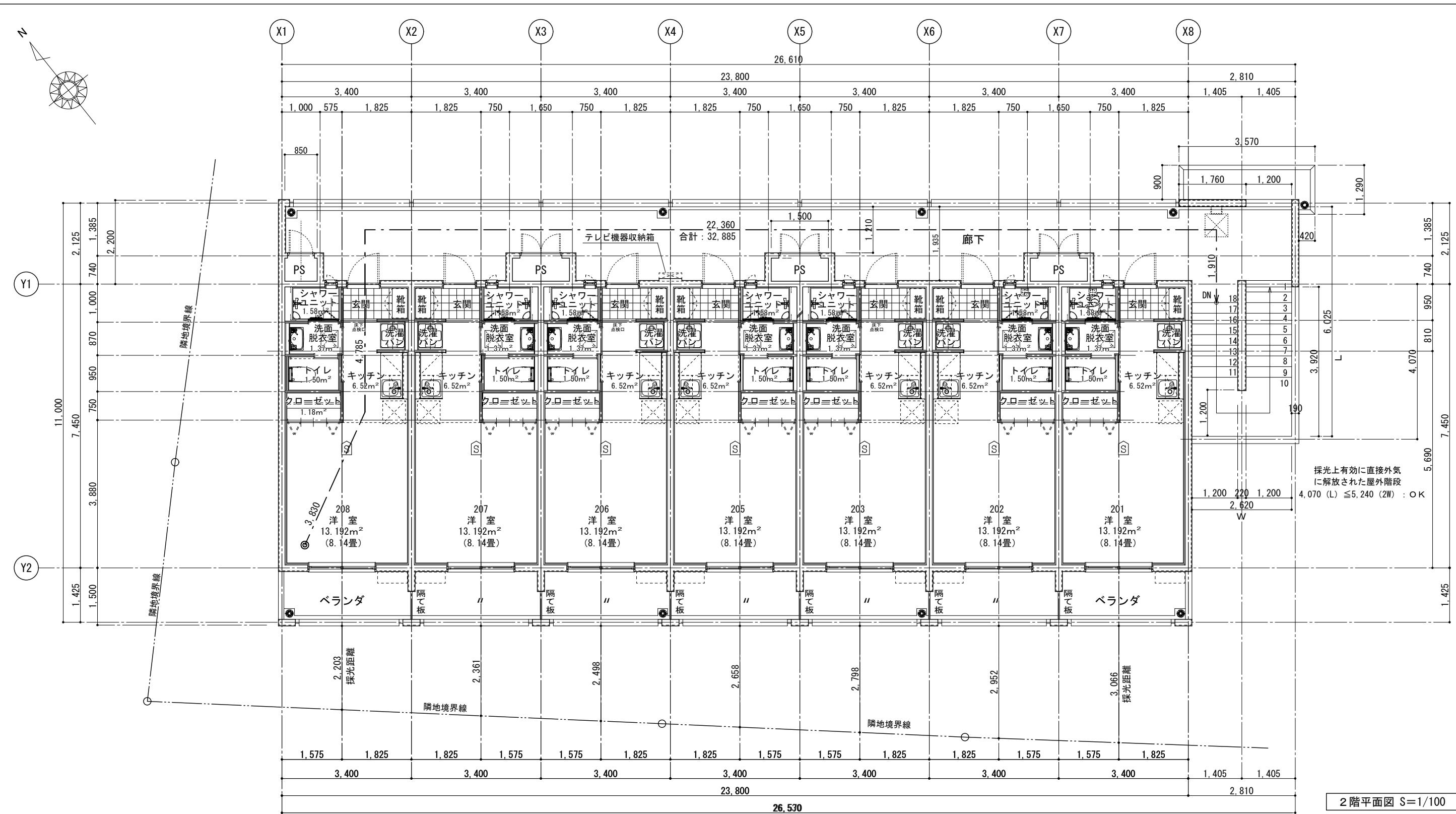


- ・ガスの配管設備は、建告1099号に適合するものとする。（ガス管ヒューズコック付）
- ・給水、排水その他配管設備の設置及び構造は施工令第129条の2の4の規定に適合さる。
- ・延焼の恐れのある部分における換気孔については、100cmを超える部分は防火ダンパー100φ以下のものは、防火覆いを設ける。
- ・ダクトは、不燃材料を、使用する。
- ・排気ダクトは、ステンレス鋼管か亜鉛鉄板とし、可燃物から10cm以上の隔離距離が取れない場合は厚さ50mmの保溫材で被覆すること。

- ・消火器の設置については、床面から1.5m以下の箇所に強固に固定し見やすい箇所に「消火器」の表示をする。
- ・レンジフードから10センチ未満は、全て熱伝導のない不燃材とし吊り戸棚についてはレンジフードから10センチ未満は、全て熱伝導のない不燃材とする。
- ・ガス給湯器周囲に、燃料排ガスが流入する恐れのある開口部（窓・吸排気口等）が給湯器の排気筒と同一壁面にある場合は側方・下方に15cm、上方に30cm以上他の壁面にある場合は60cm以上距離を設けること。
同様に機器直上の壁面や天井面から30cmの範囲についても吸気口等を設けない。

- ・居室の換気は24時間換気システムとし、居室の他の居室は換気回数を0.3回/時間以上とする。
- ・居室の内装の下地及び仕上げについては全室建具等の建材仕上、造作家具等については天井裏に使用される下地及び断熱材等の建具F☆☆☆☆が適用されるものを採用する。

令116条の2第1項第2号（無窓判定）												工事名称			定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度		令和6年度	
判定	必要採光面積		判定	有効採光面積（W1）=（W）×（A）			採光補正係数（A）=（d/h）×α-β				換気計算			工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称		1階平面図	
	室面積×1/7			合計（W1）	W（窓面積）	A（補正係数）×0.7	A	d（水平距離）	h（高さ）	α（10）	β（1）	室面積/20	窓面積/2	判定	久米島町役場 企画財政課			縮尺		1/100	
室面積/50	開放有効窓面積																				
0.263	0.85×0.45 0.38m ²	OK	1/7	1.885	≤ OK	5.756	3.400	2.418×0.7 1.693	2.418	2.203	5.156	8	1	0.660	1.700	OK	適要			図面番号	A-09
⑤ 法2条9号の2口による防火設備（網入りガラス）を示す。		検印	⑥ 法28条2項に規定する開口部を示す。		25(25) 避難距離（重複距離）				S 住宅用火災警報器（煙式（電池式）天井付）			名 称		株式会社 宮平設計		資格者氏名		一級建築士 徳村 泉			
⑦ 法28条1項に規定する開口部を示す。			⑧ 廊下幅員は、片側居室の場合W=1.200以上とする。		1200 消火器（ABC-4型）				S 消火器（ABC-4型）			登録番号		一級建築士事務所登録 第144-33号		登録者		一級建築士 大田登録 第350160号			

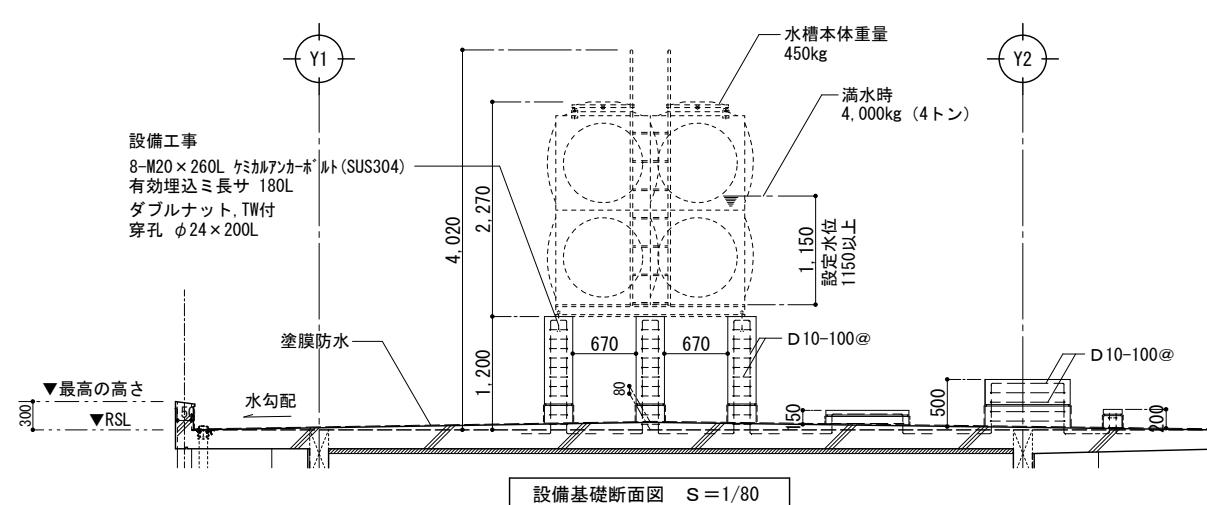
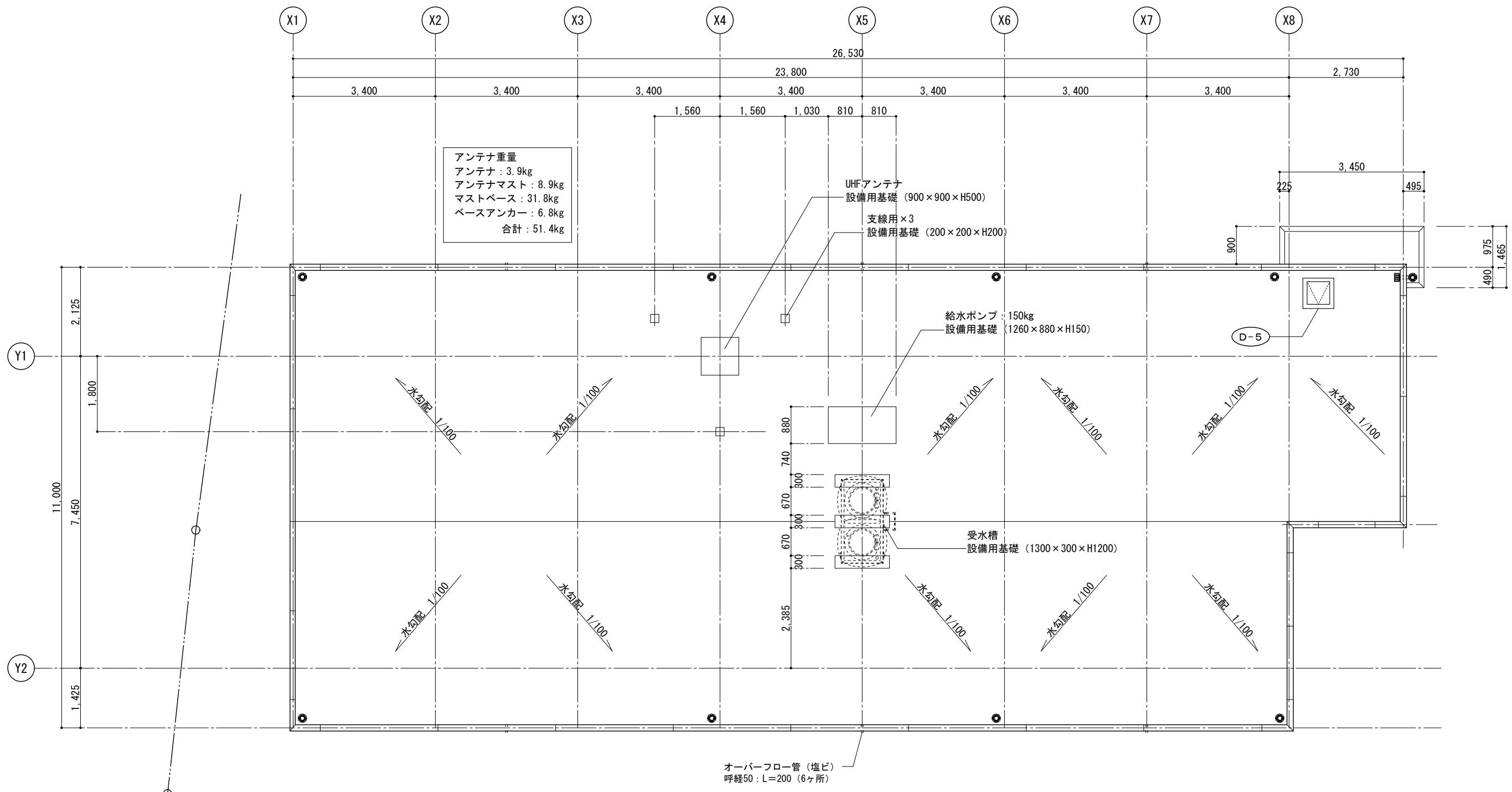


- ・ガスの配管設備は、建告1099号に適合するものとする。（ガス管ヒューズコック付）
 - ・給水、排水その他配管設備の設置及び構造は施工令第129条の2の4の規定に適合させよ。
 - ・延焼の恐れるある部分における換気孔については、100cmを超える部分は防火ダンパー100φ以下のものは、防火覆いを設ける。
 - ・ダクトは、不燃材料を、使用する。
 - ・排気ダクトは、ステンレス鋼管か亜鉛板とし、可燃物から10cm以上の隔離距離が取れない場合は厚さ50mmの保温材で被覆すること。
 - ・粉末消化器はA B C 4型および6型および10型とする。

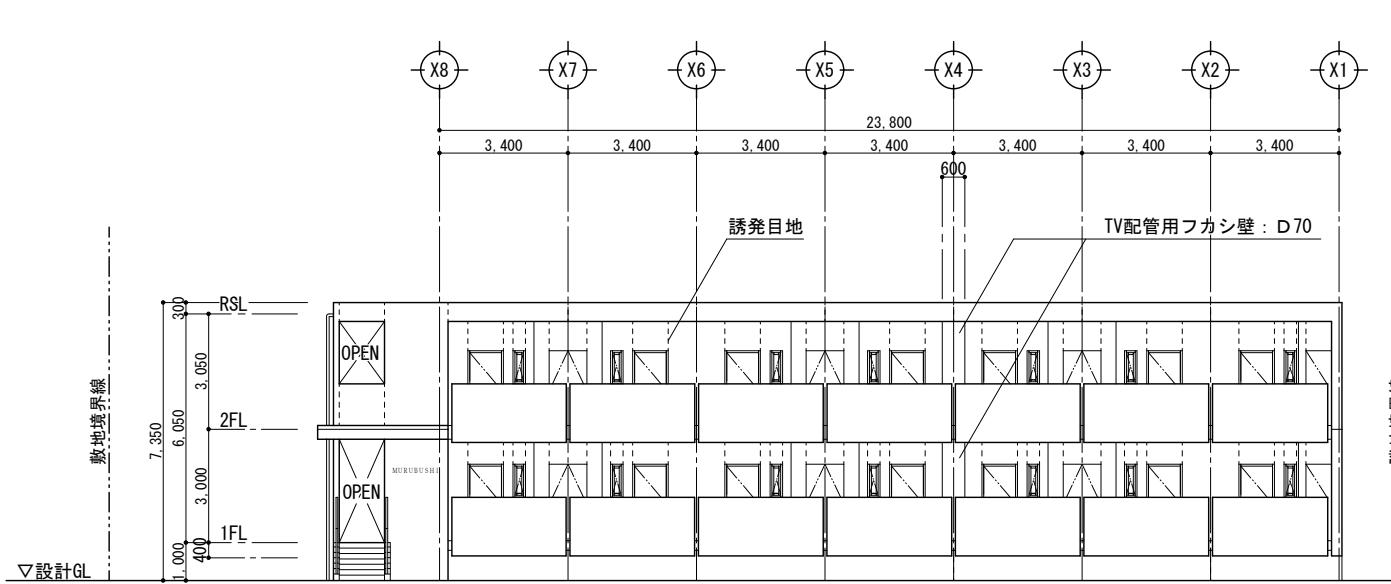
- ・消火器の設置については、床面から1.5m以下の箇所に強固に固定し見やすい箇所に「消火器」の表示をする。
 - ・レンジフードから10センチ未満は、全て熱伝導のない不燃材とし吊り戸棚についてはレンジフードから10センチ未満は、全て熱伝導のない不燃材とする。
 - ・ガス給湯器周囲に、燃料排ガスが流入する恐れのある開口部（窓・吸排気口等）が給湯器の排気筒と同一壁面にある場合は側方・下方に15cm、上方に30cm以上、他の壁面にある場合は60cm以上距離を設けること。同様に機器直上の壁面や天井面から30cmの範囲についても吸気口等を設けない。

- ・居室の換気は24時間換気システムとし、居室換気回数を0.5回/時間以上とし、
その他の居室は換気回数を0.3回/時間以上確保する。
- ・居室の内装の下地及び仕上げについては全てF☆☆☆☆が適用されるものを採用する。
- ・建具等の建材仕上、造作家具等については全てF☆☆☆☆が適用されるものを採用する。
- ・天井裏に使用される下地及び断熱材等の建材については全てF☆☆☆☆が適用されるものを採用する。

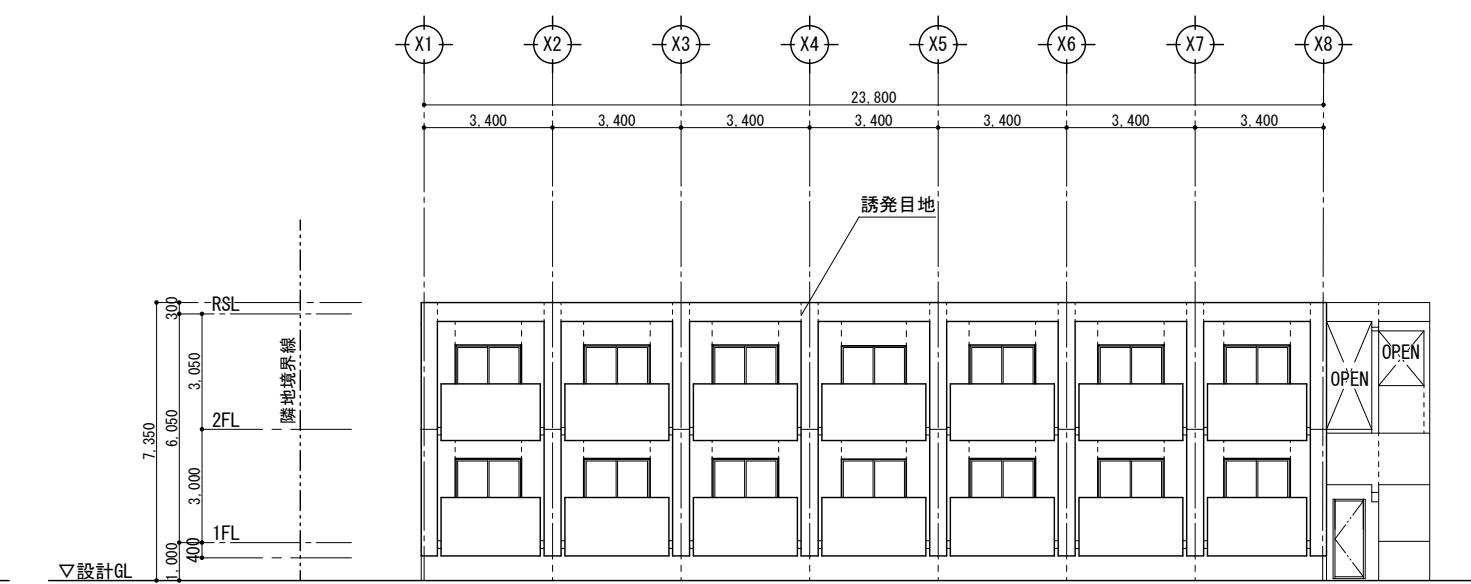
階数	部屋名	室面積	建具符号	窓面積 (W) = W × h		必要採光面積	判定	有効採光面積 (W1) = (W) × (A)			採光補正係数 (A) = (d/h) × α - β					換気計算			工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和 6 年度			
				W (幅)	h (高)			合計 (W1)	W (窓面積)	A (補正係数) × 0.7	A	d (水平距離)	h (高さ)	α (10)	β (1)	室面積/20	窓面積/2	判定	工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	2階平面図			
部屋番号																				発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1 / 100		
2階 208	洋室	13.192	AW-1	1.700	2.000	3.400	1/7	1.885	≤ OK	17.129	3.400	7.197 × 0.7 5.038	7.197	2.203	2.150	8	1	0.660	1.700	OK	適 要				図面番号	A - 10	
																				検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 宮平設計	
防	法 2 条 9 号の 2 口による防火設備 (網入りガラス) を示す。			換	法 28 条 2 項に規定する開口部を示す。			25 (25) 避難距離 (重複距離)					S	住宅用火災警報器 (煙式 (電池式) 天井付)					登録番号	一級建築士事務所登録 第 144-33 号			資格者氏名	一級建築士 村田 泉			
採	法 28 条 1 項に規定する開口部を示す。			1200	廊下幅員は、片側居室の場合 W=1,200 以上とする。			消	消火器 (ABC-4型)										所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目 6 1番 9 号			登録番号	一級建築士 大臣登録 第 350160 号			



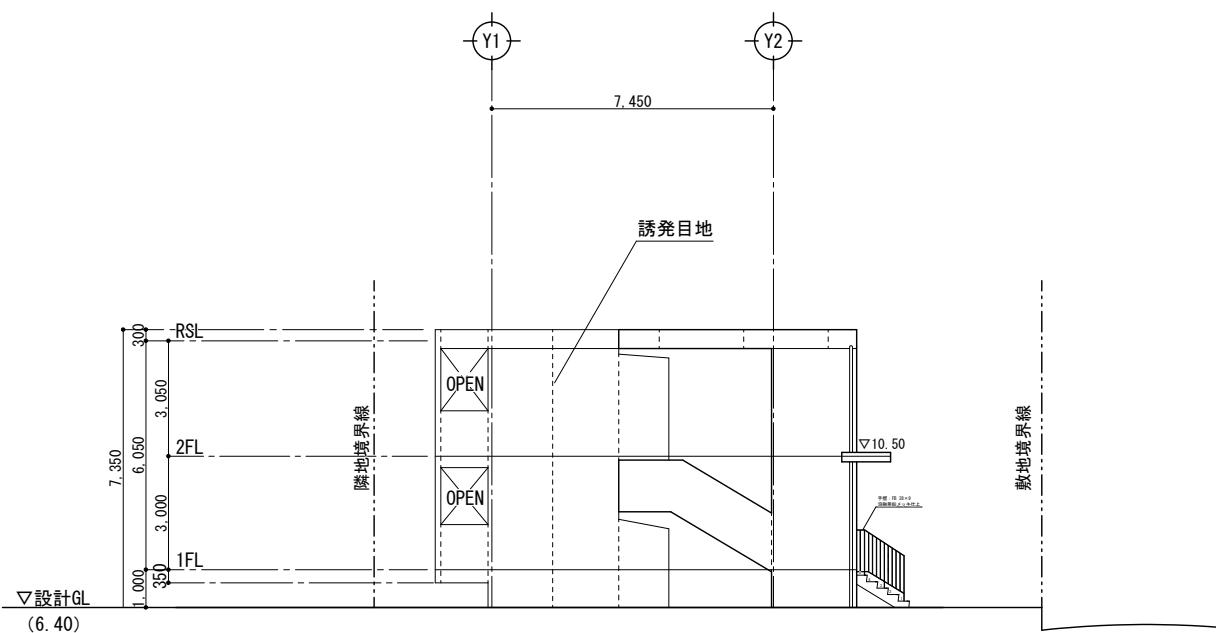
工事名称	住定促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	屋根せ図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1／100	
適 要				図面番号	A- 11	
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計	
				資格者氏名	一級建築士 徳村 泉	
				登録番号	一級建築士事務所所知事登録 第144-33号	
					一級建築士 大臣登録 第350160号	
				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号	



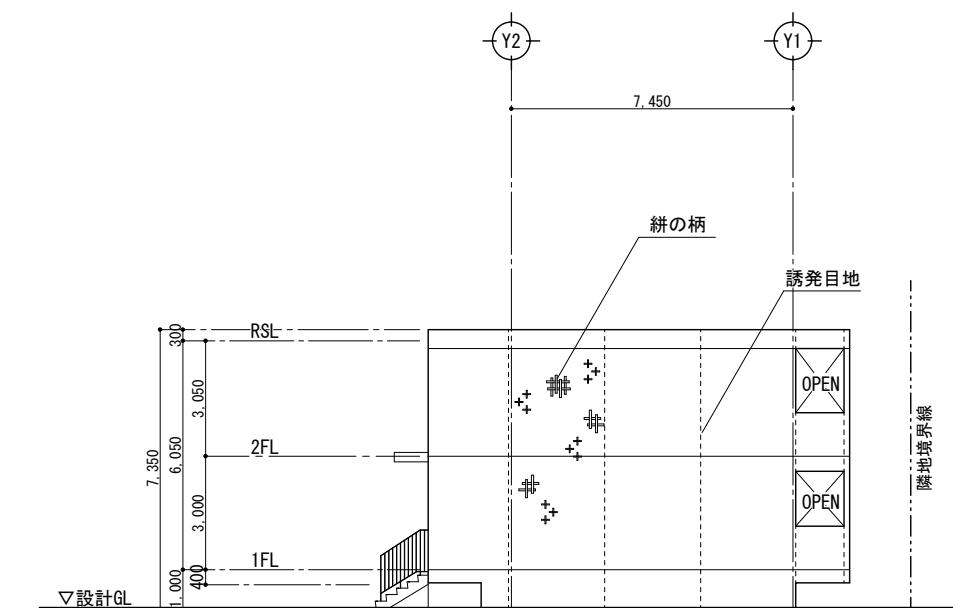
北側立面図 1/200



南側立面図 1/200



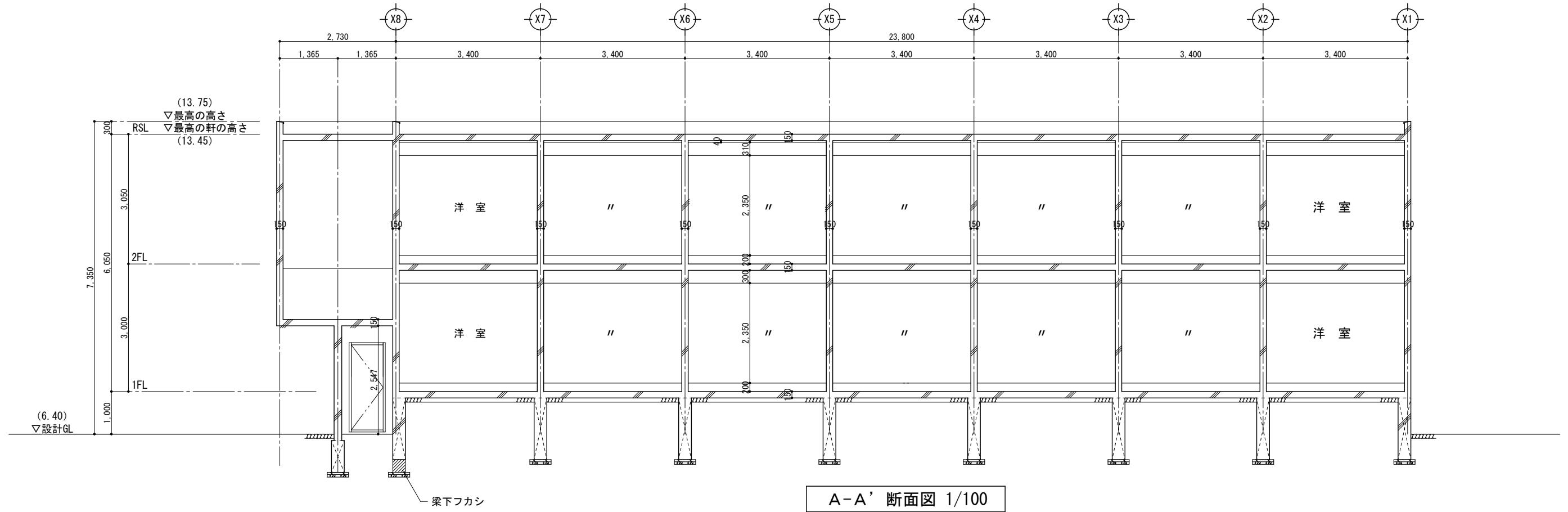
東側立面図 1/200



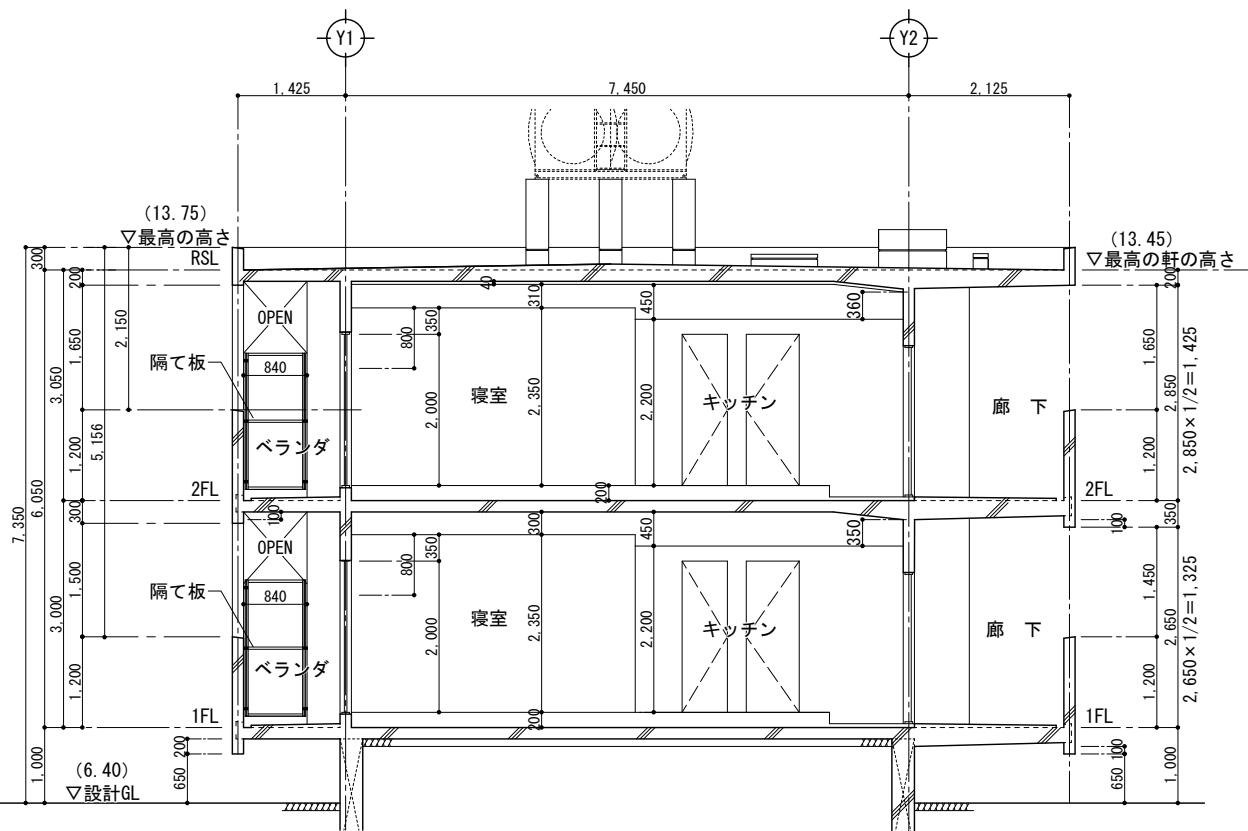
西側立面図 1/200

----- : 誘發目地を示す

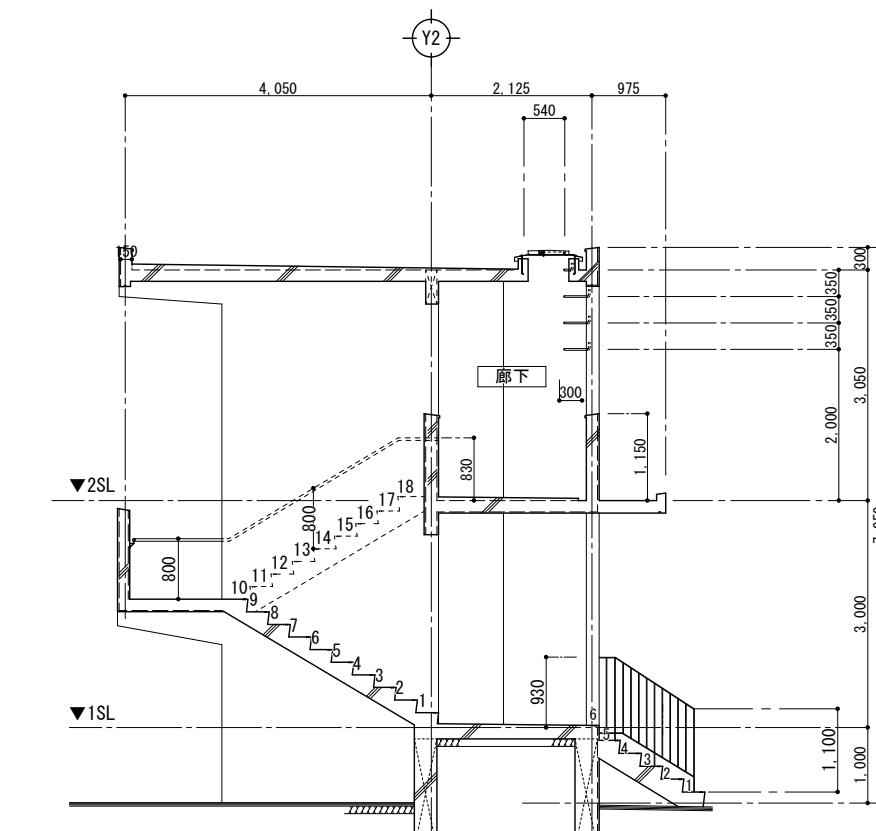
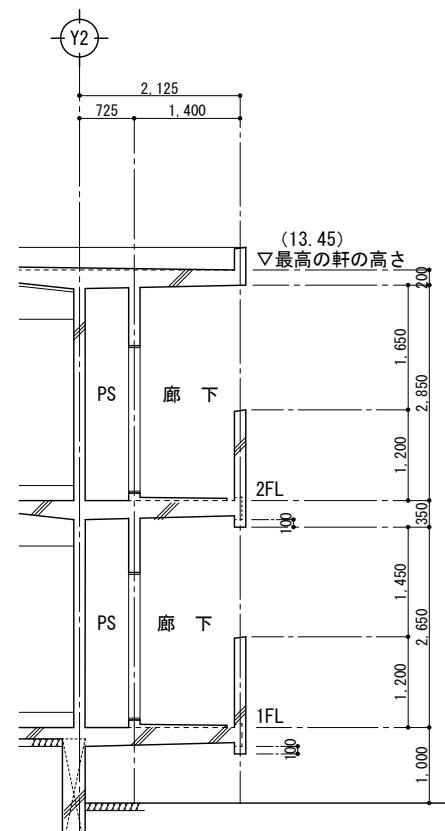
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	立面図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1/200	
適 要				図面番号	A-12	
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計	
				資格者氏名	一級建築士 德村 泉	
				登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 大臣登録 第350160号	
				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目6番9号	



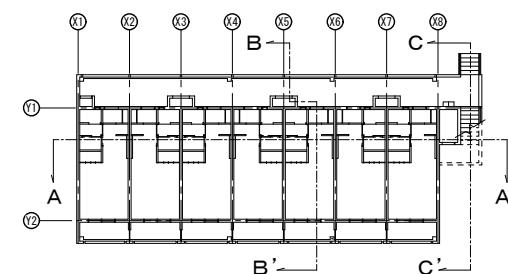
A-A' 断面図 1/100



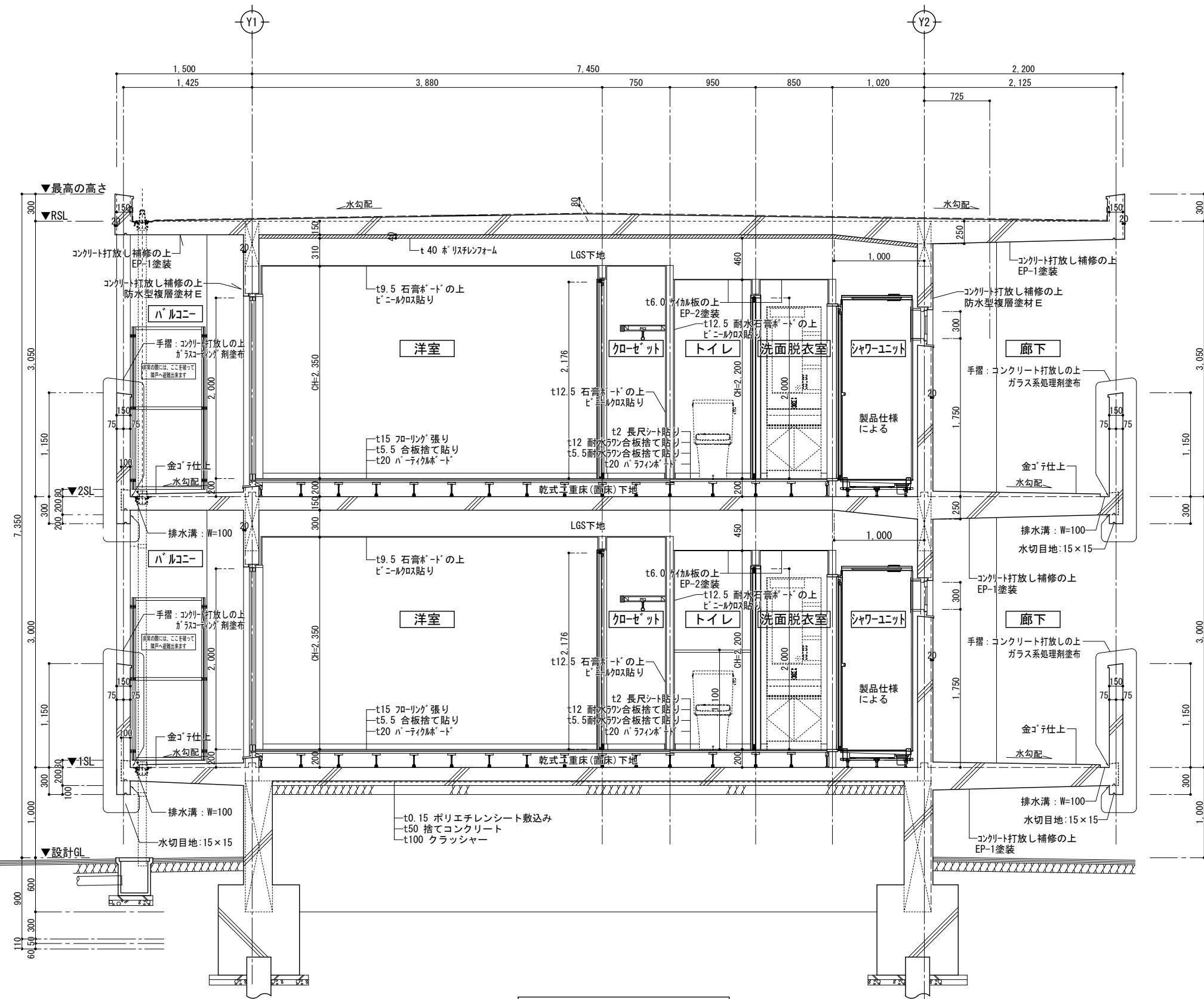
B-B' 断面図 1/100



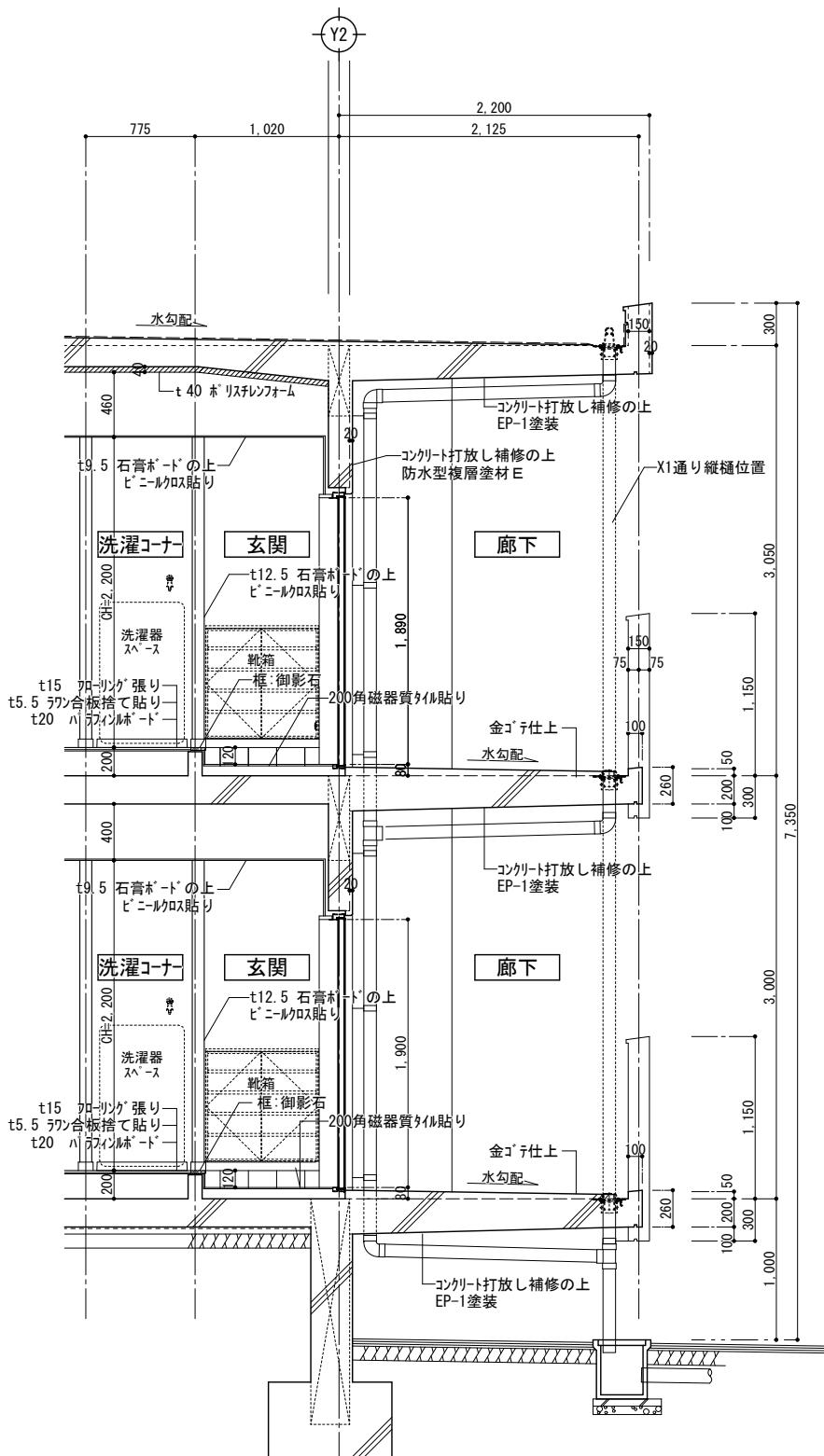
C-C' 断面図 1/100



工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	断面図
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	1/100
適 要		図面番号	A-14
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
		登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
		所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

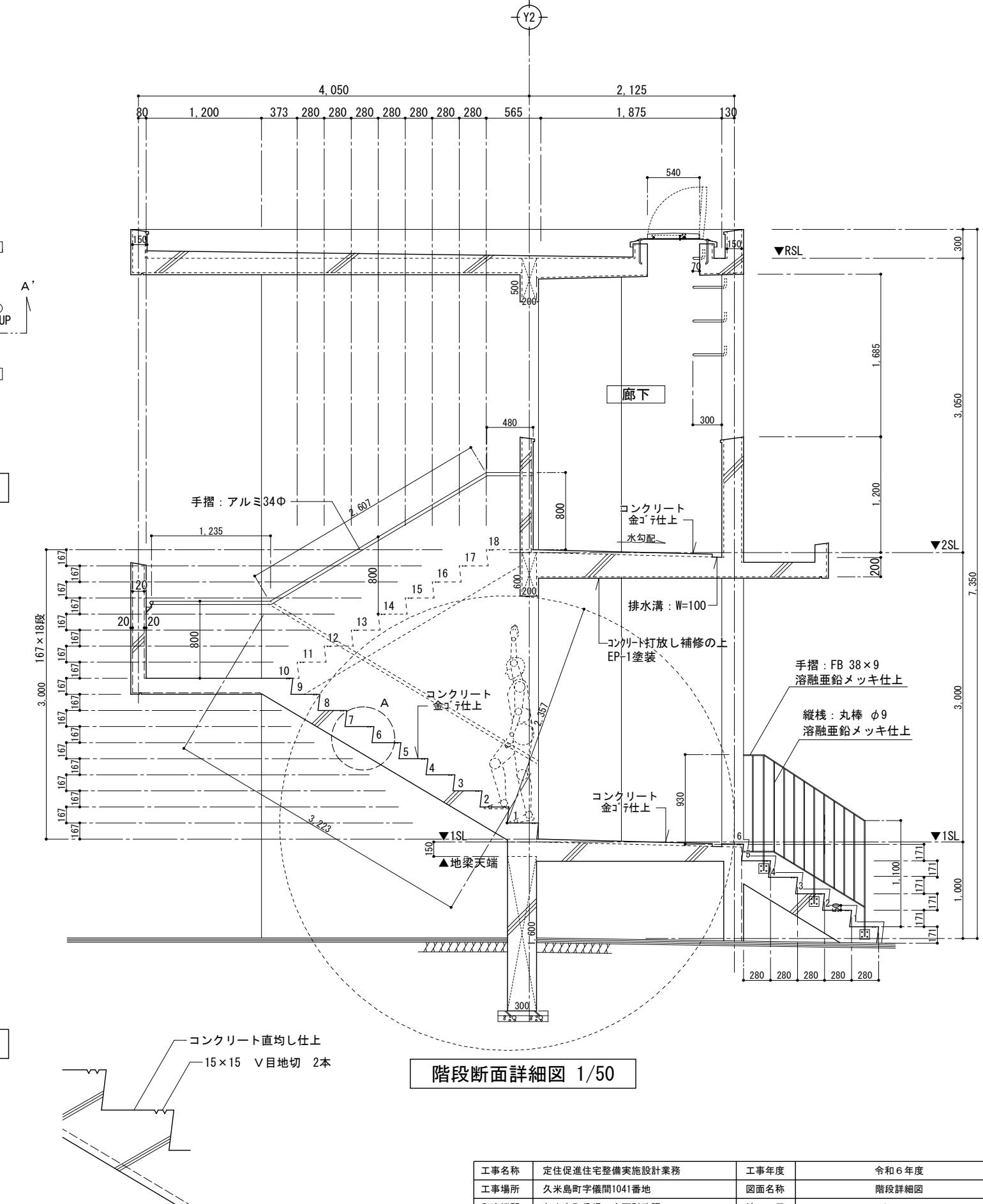
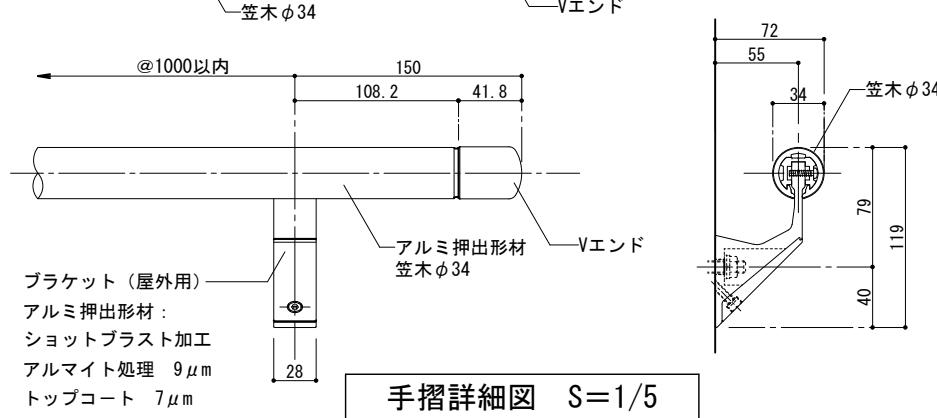
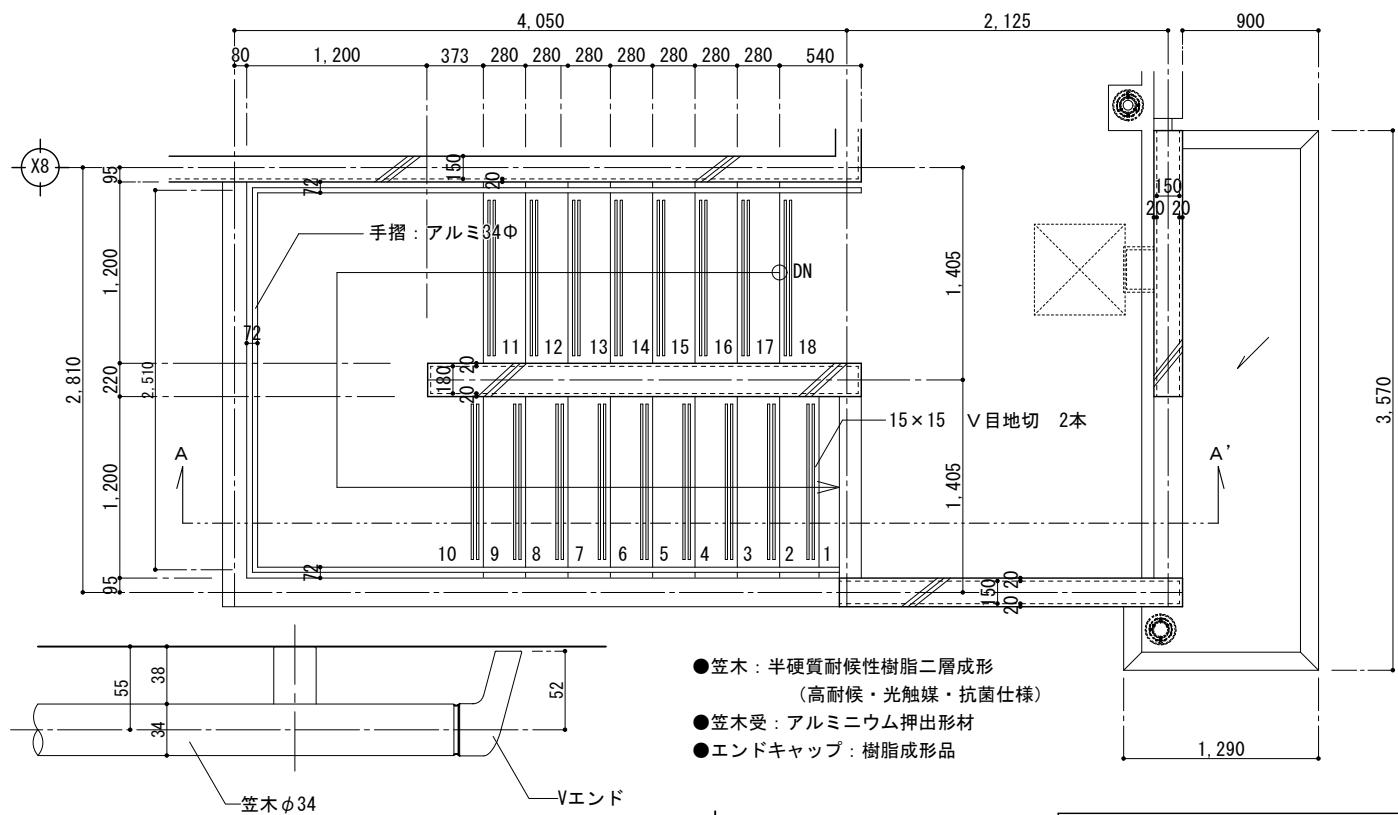
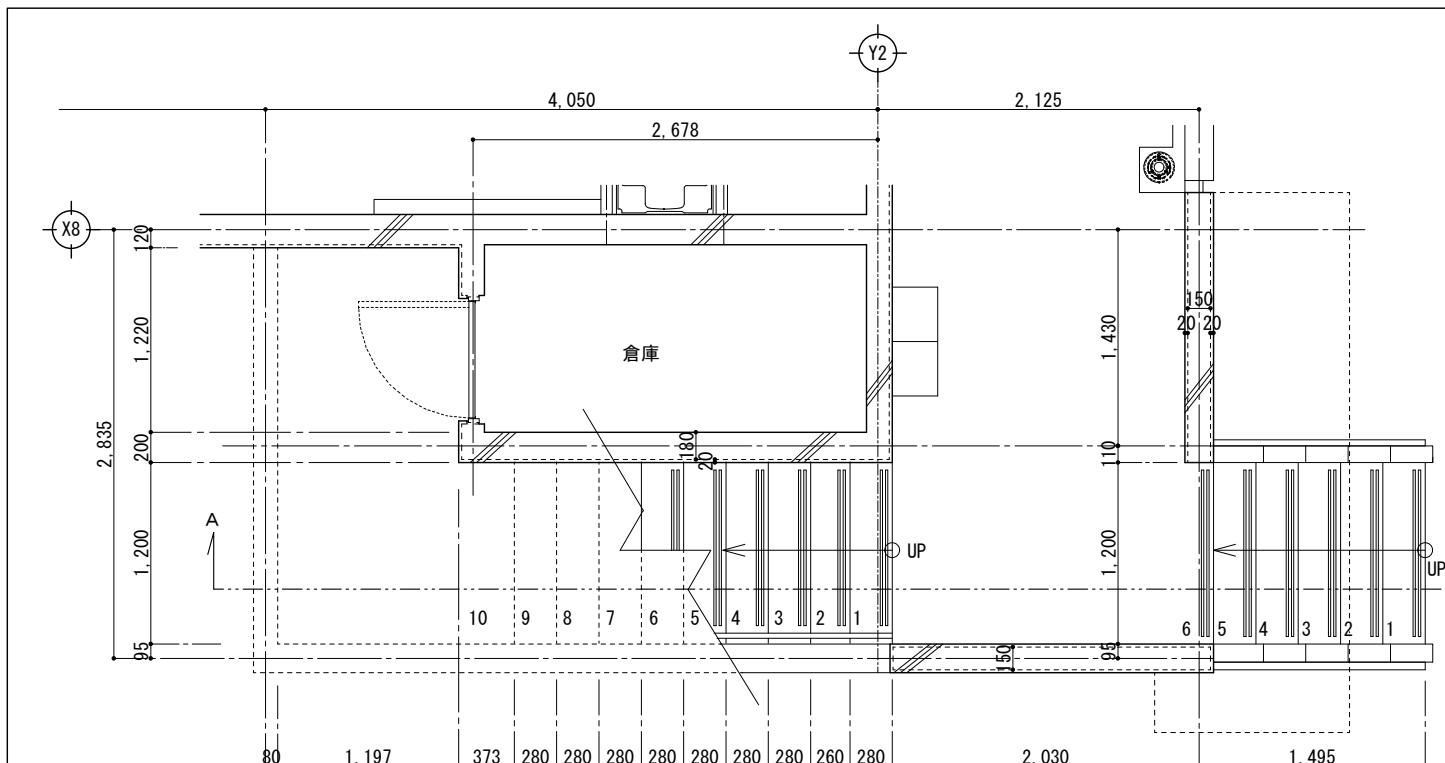


a 断面詳細図 1/60

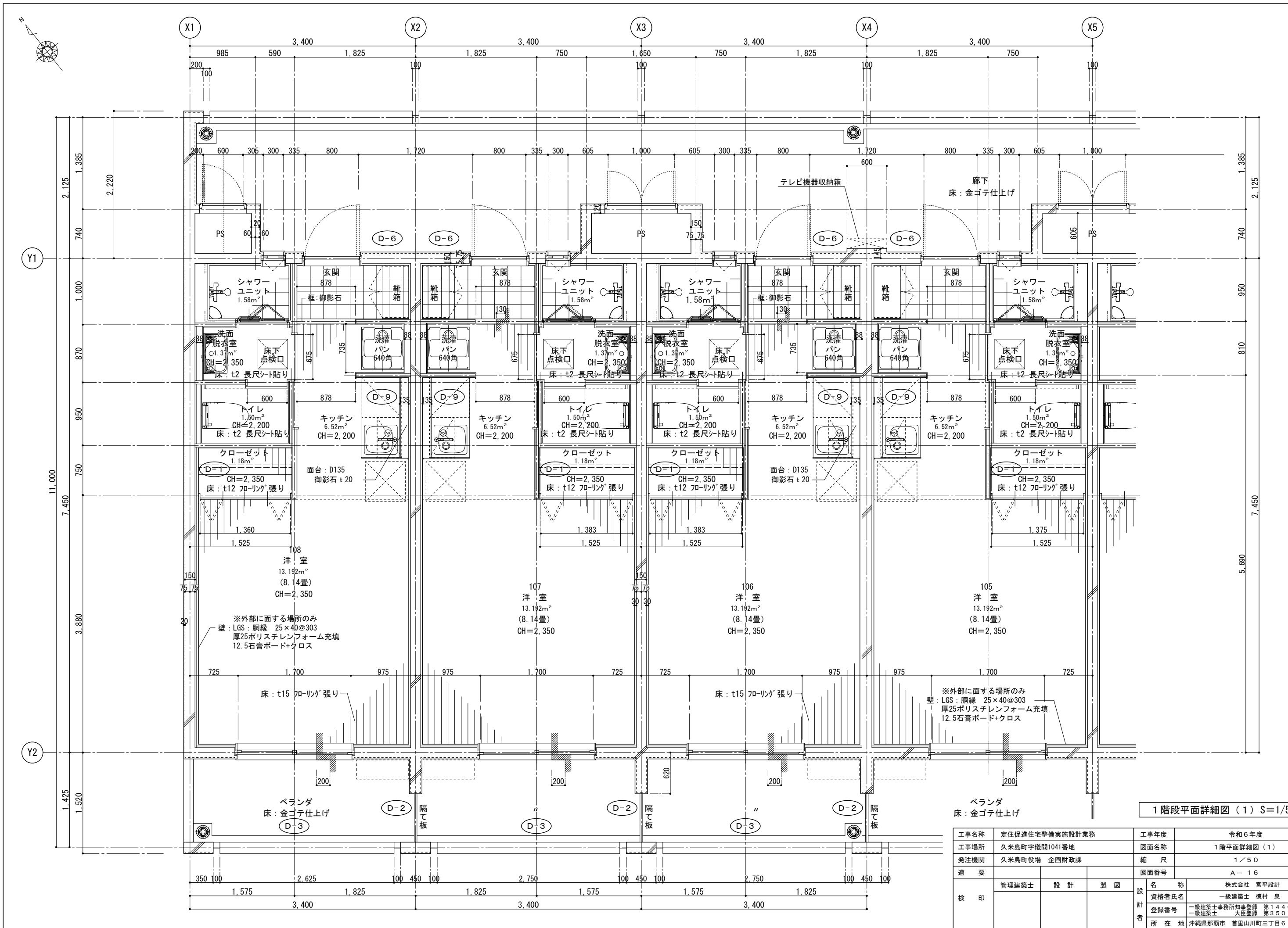


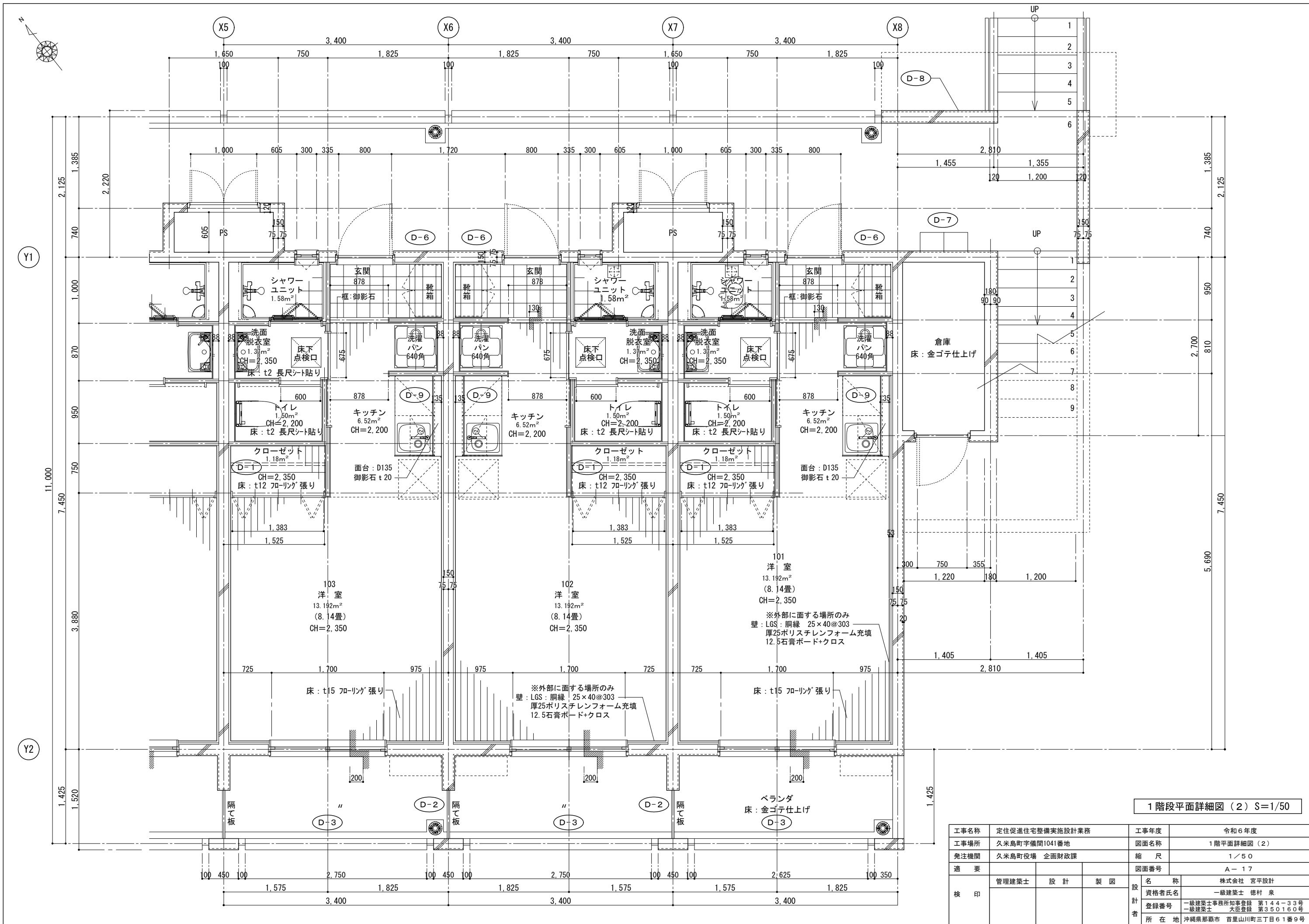
b 断面詳細図 1/60

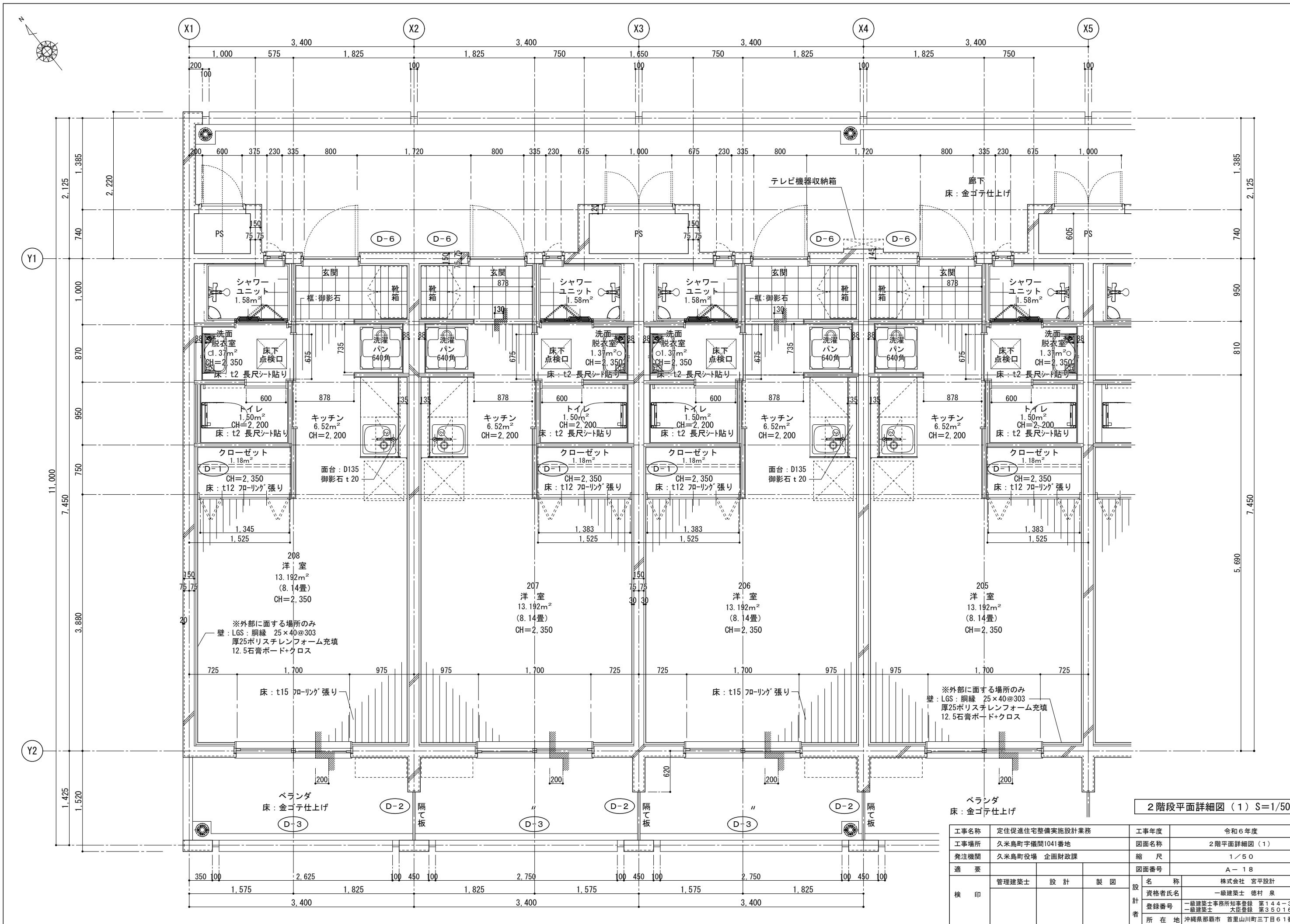
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度		
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	矩計図		
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1/50		
適 要				図面番号	A- 14		
検印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社 宮平設計	
					資格者氏名	一級建築士 德村 泉	
					登録番号	一級建築士事務所登録 第144-4-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号	
					所 在 地	沖縄県那霸市 首里山川町三丁目61番9号	

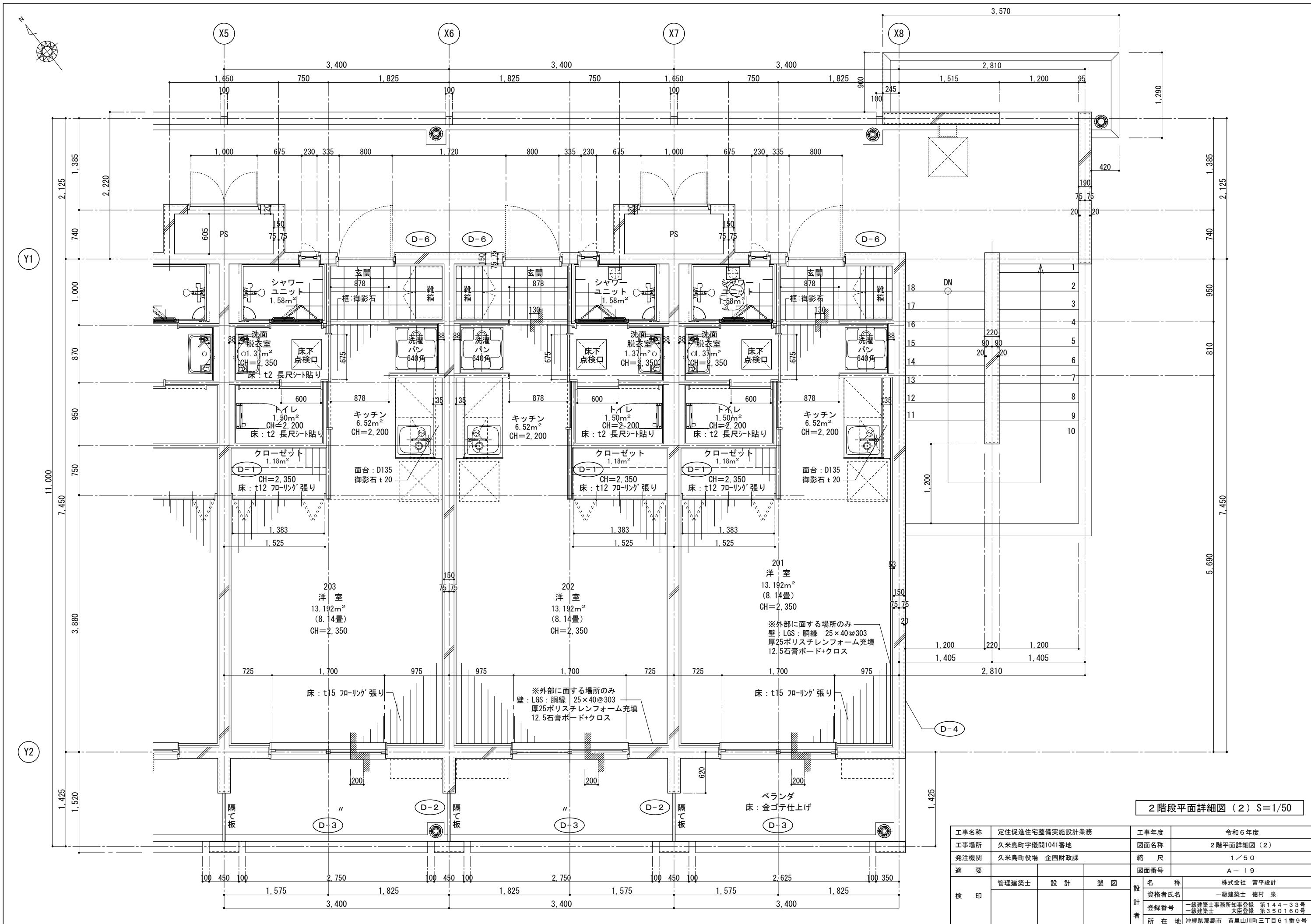


工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	階段詳細図
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	1/50
適 要		図面番号	A-15
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
		登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
		所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

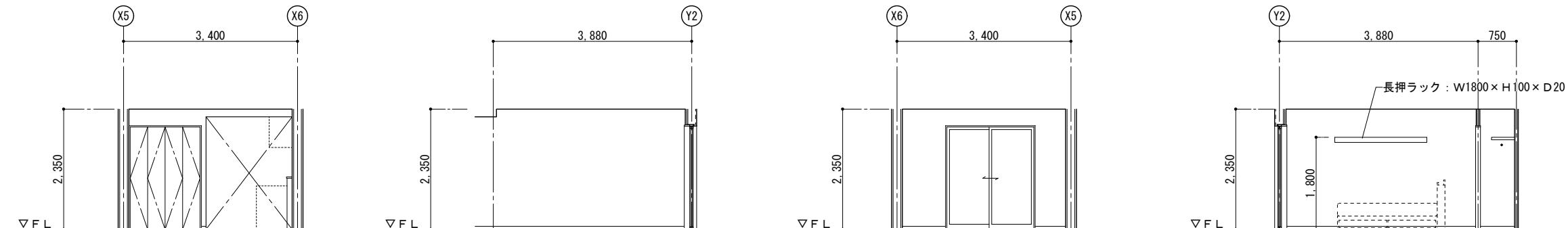




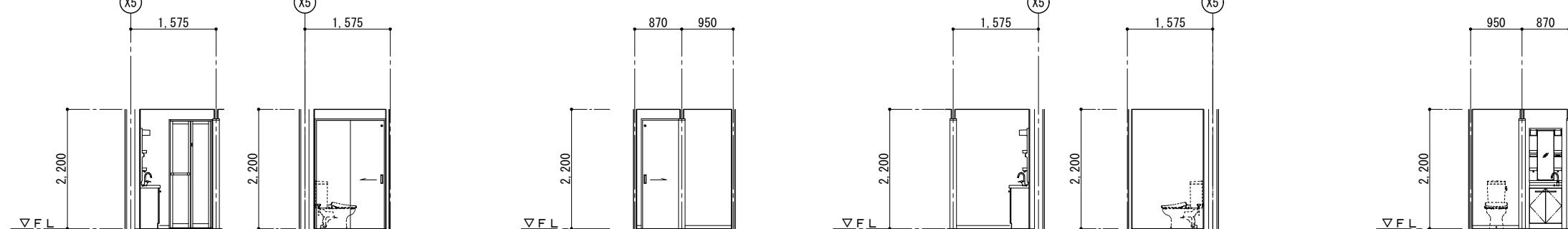




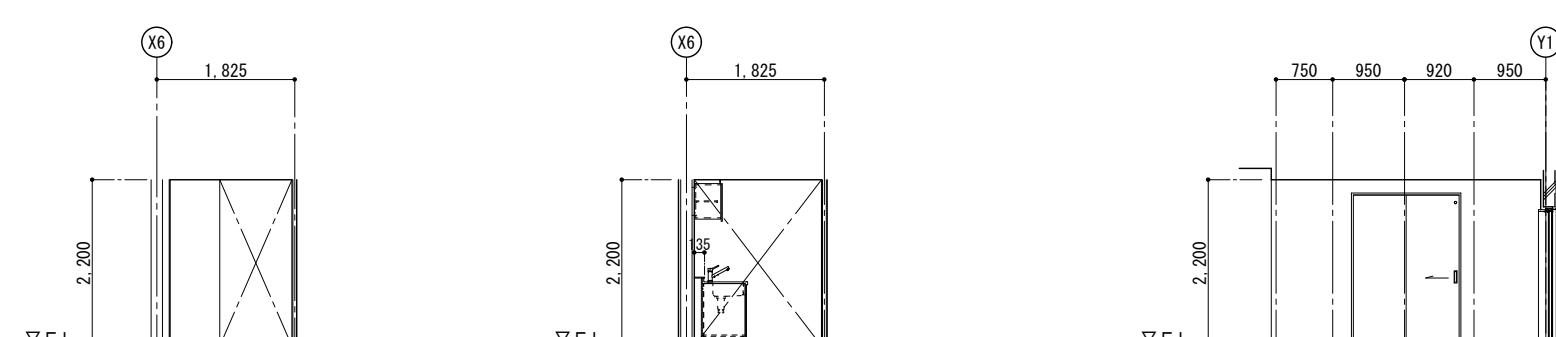
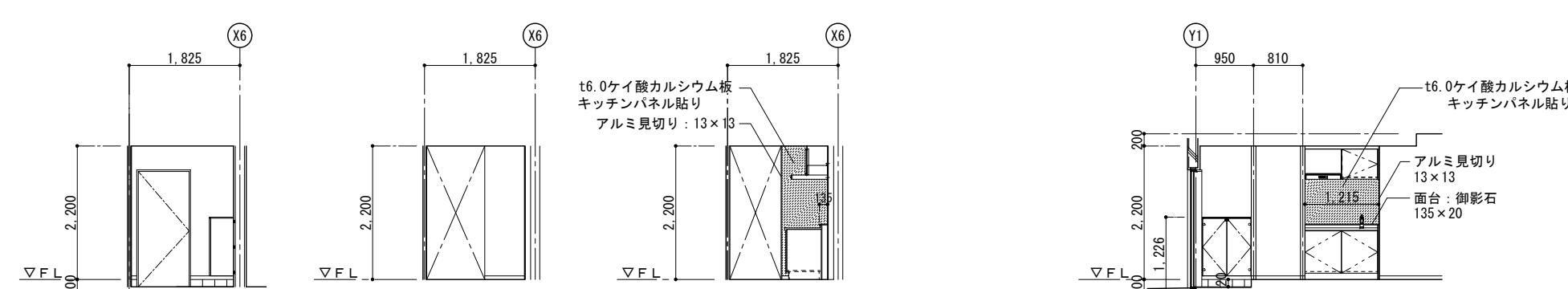
室名		洋室1 (103号室)
床		t 12 フローリング張り
巾木		木製巾木 H=60
仕上	RC	t 12.5石膏ボードの上 ビニールクロス貼り (G L工法)
		t 12.5石膏ボードの上 ビニールクロス貼り
	LGS	t 9.5石膏ボードの上 ビニールクロス貼り
		天井
廻縁		塩ビ製
備考	長押: W1800×H100×D20	



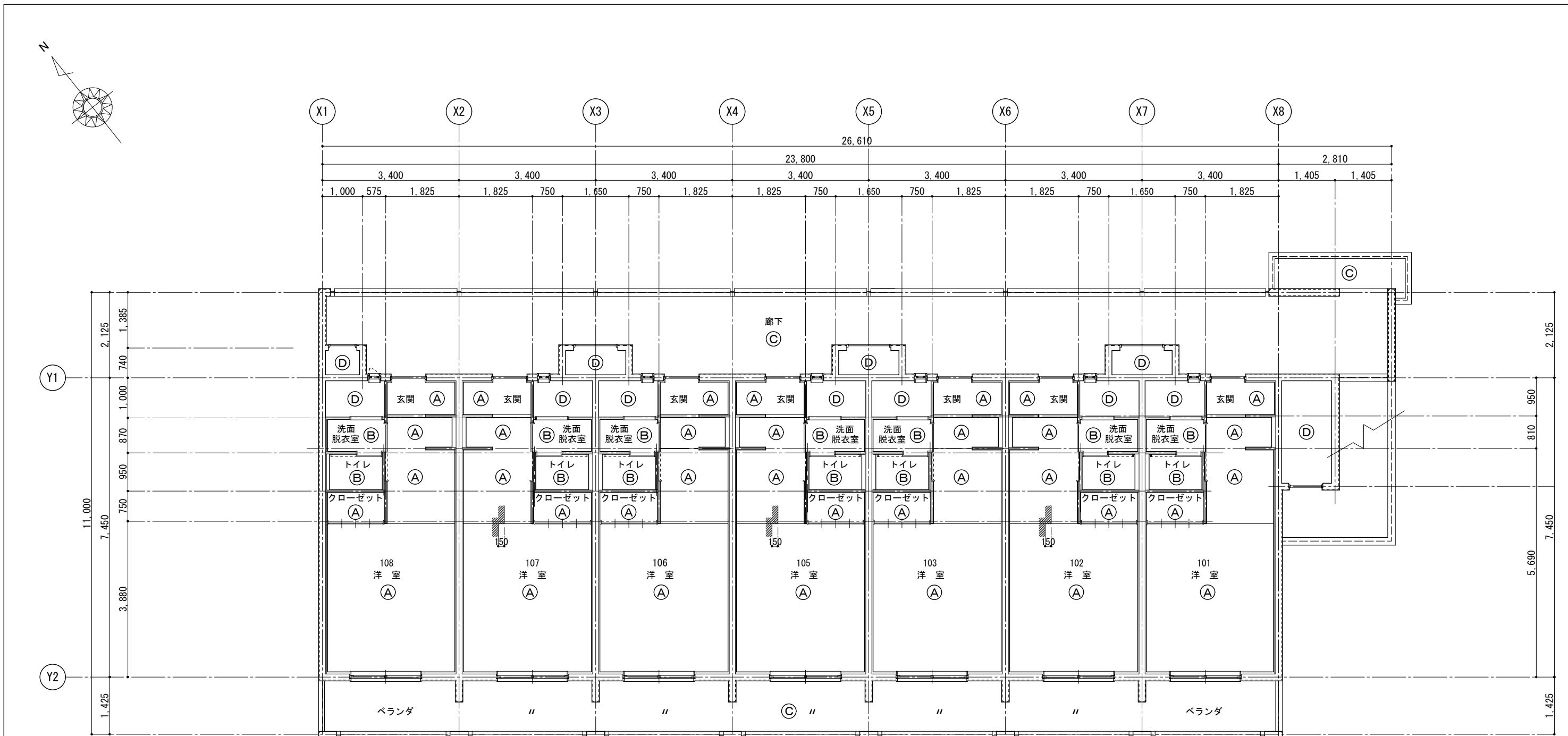
室名		洗面室、トイレ
床		t 2.0長尺シート張り
巾木		木製巾木 H=60
仕上	RC	t 12.5耐水石膏ボードの上 ビニールクロス貼り (G L工法)
	LGS	t 12.5耐水石膏ボードの上 ビニールクロス貼り
	天井	t 6.0ケイカル板の上 E P-2塗装
	廻縁	塩ビ製
備考	洗面化粧台: VW=600	
	タオル掛け	



室名		廊下、玄関
仕上	床	t 12 フローリング張り 玄関 : 200角磁器質タイル貼り
	巾木	木製巾木 H=60
	RC	t 12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り (G L工法)
		t 12.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り
	LGS	t 9.5 石膏ボードの上 ビニールクロス貼り
		天井
	廻縁	塩ビ製
備考者	靴箱、玄関框 : 人口大理石 t 12×105×120 洗濯パン	



工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	展開図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1 / 100	
適 要				図面番号	A - 20	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 宮平設計
					資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
					登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
					所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

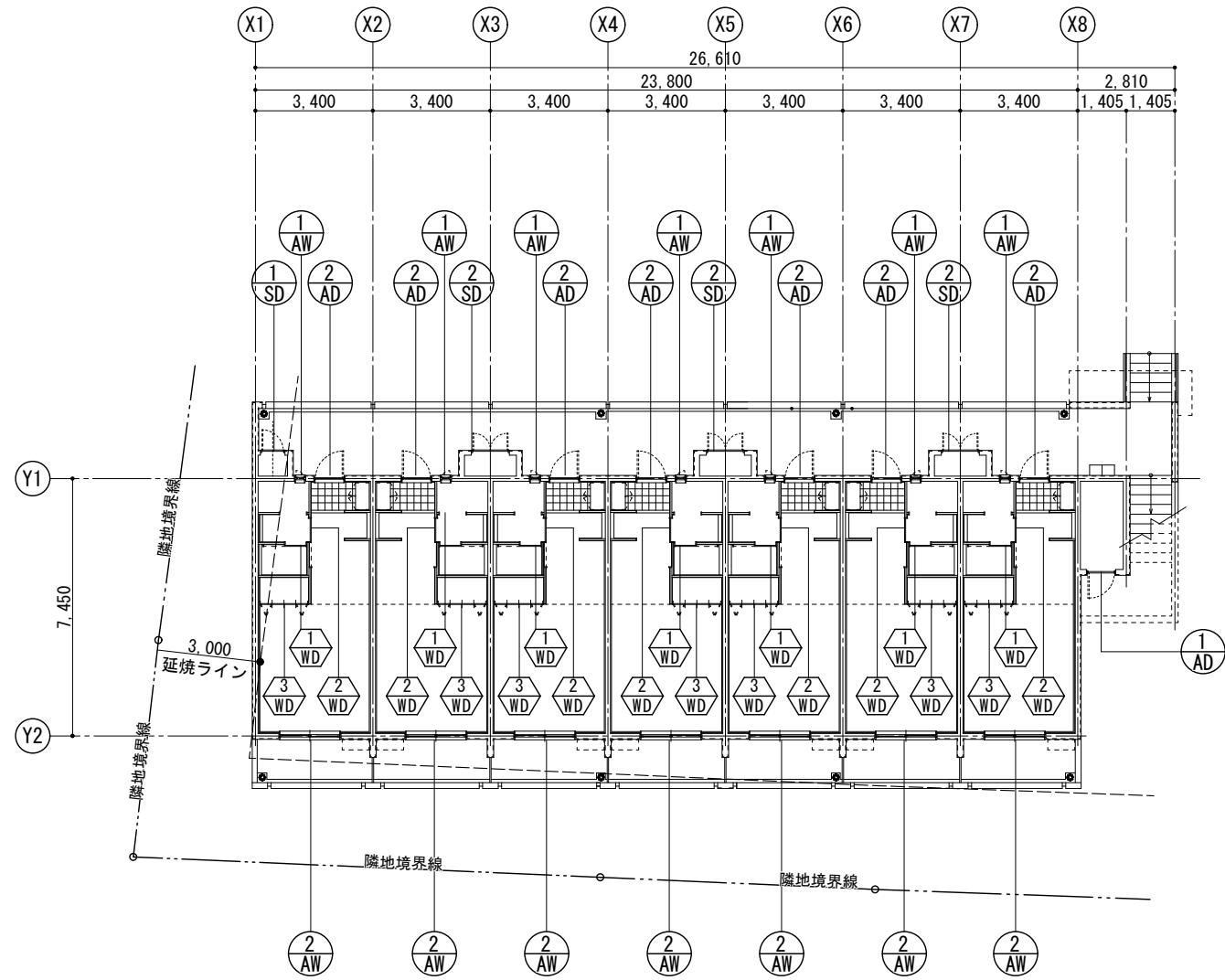


天井伏図S=1/100

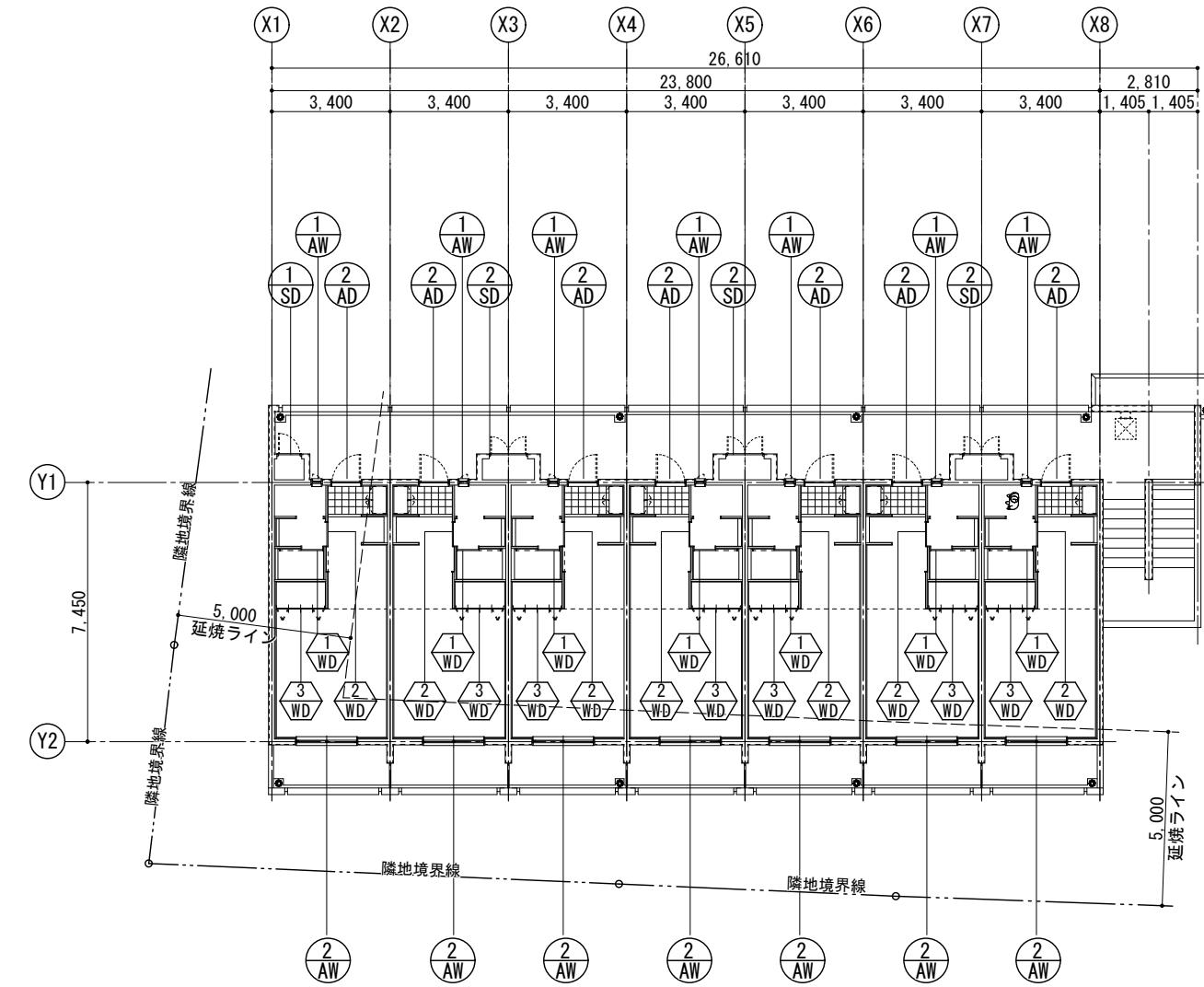
【凡例】

記号	仕上表	備考
(A)	t9.5mm 石膏ボードの上 ビニールクロス張り	1~2階
(B)	t6.0mm ケイカル板の上 EP-2塗装	1~2階
(C)	コンクリート打ち放し補修の上 EP-1仕上	1~2階
(D)	コンクリート打ち放し	
<input checked="" type="checkbox"/>	天井点検口 : 450×450 アルミ製(目地タイプ)	
---	水切り目地 : 15×15	

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	天井伏図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮尺	1/100
適要			図面番号	A-21
検印	管理建築士	設計	製図	設計者
				名 称 株式会社 宮平設計
				資格者氏名 一級建築士 徳村 泉
				登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号
				一級建築士 大臣登録 第350160号
				所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

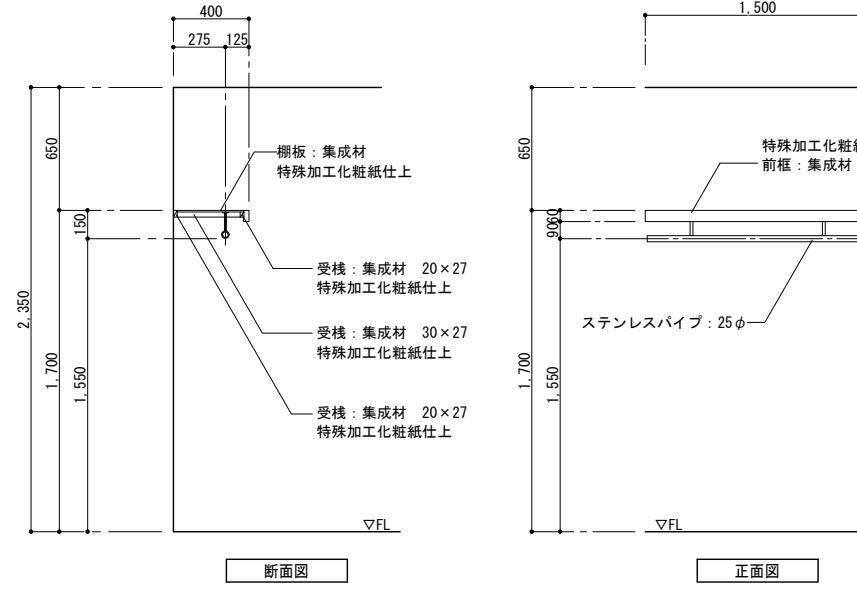
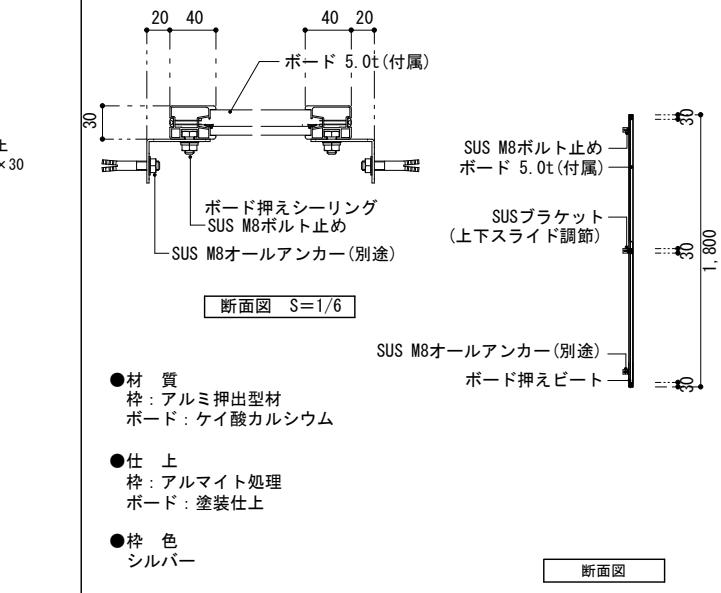
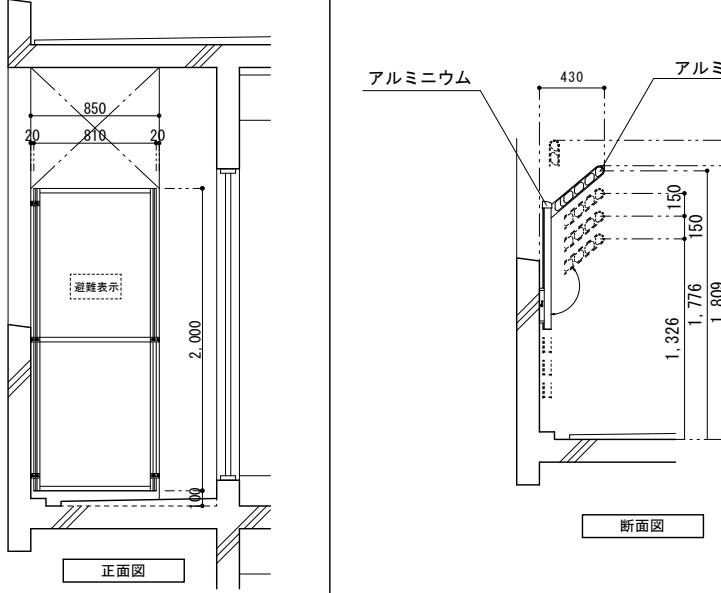
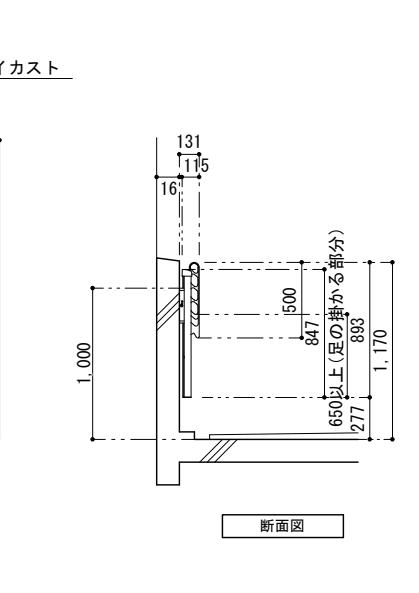
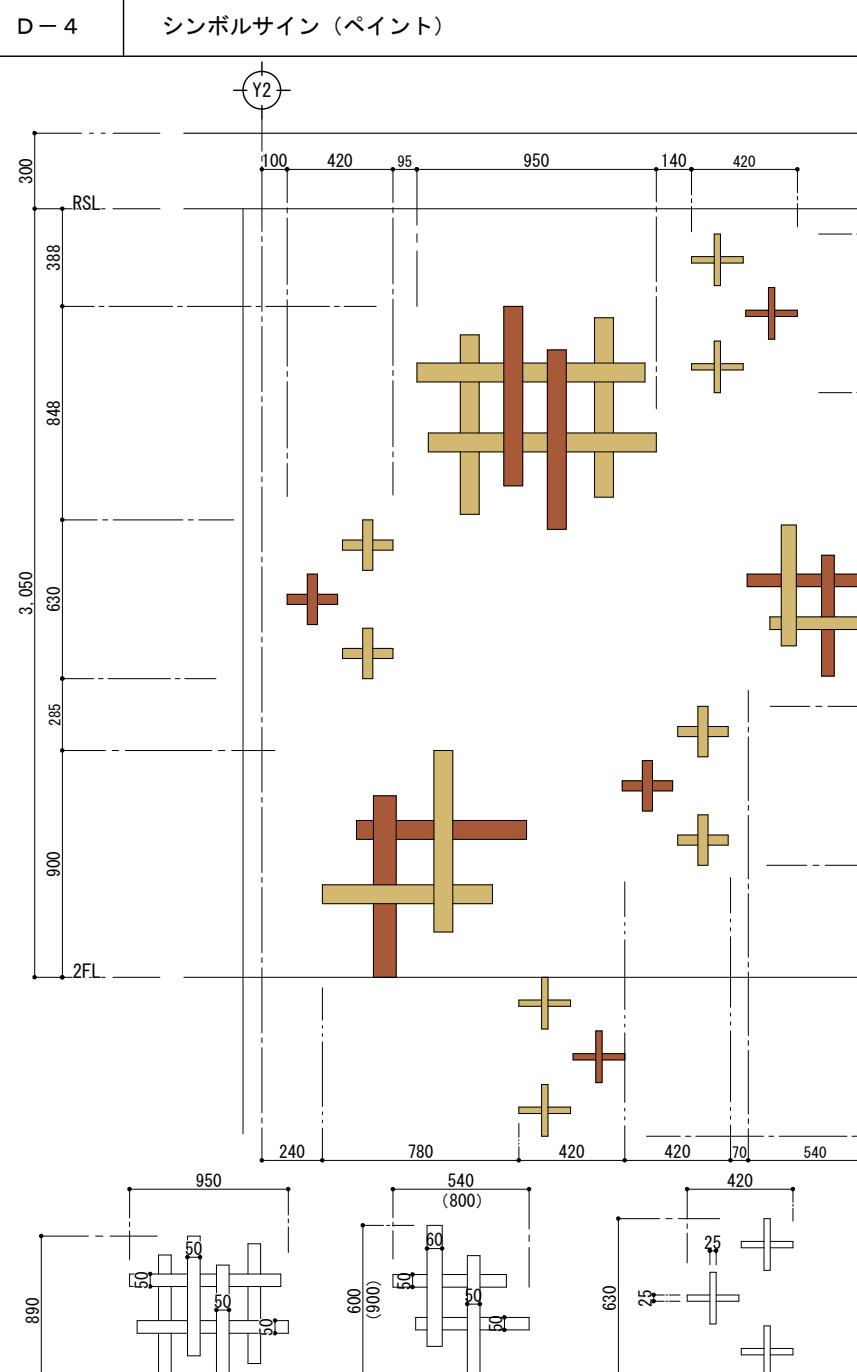
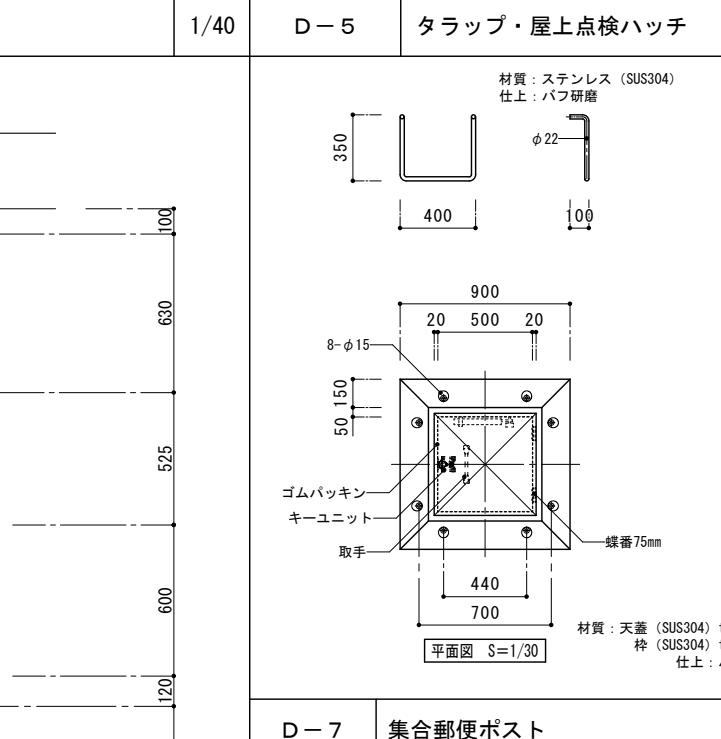
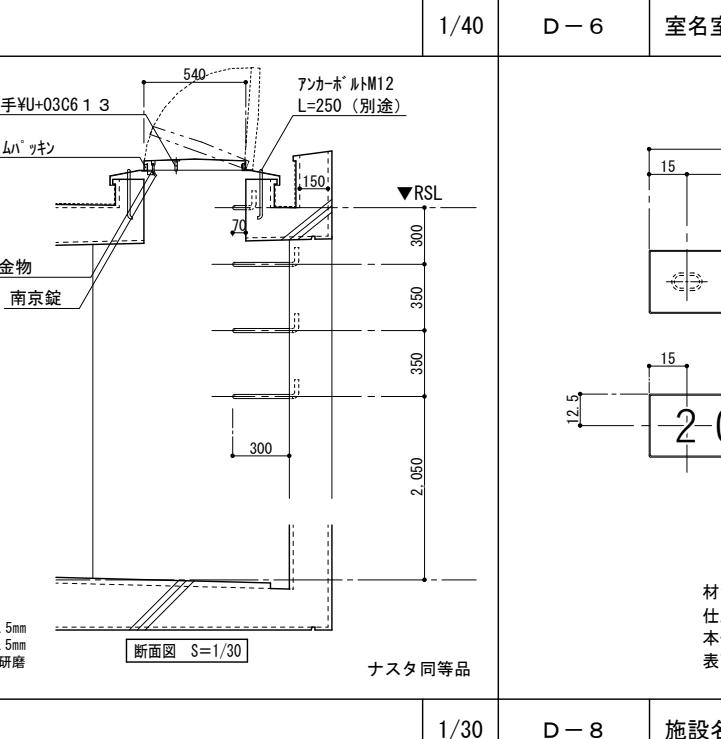
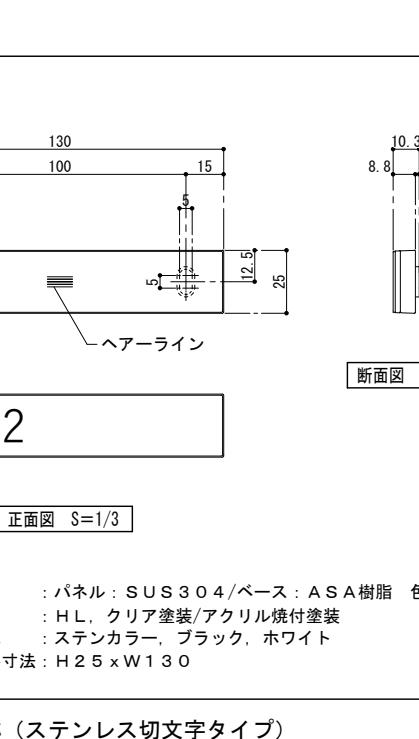
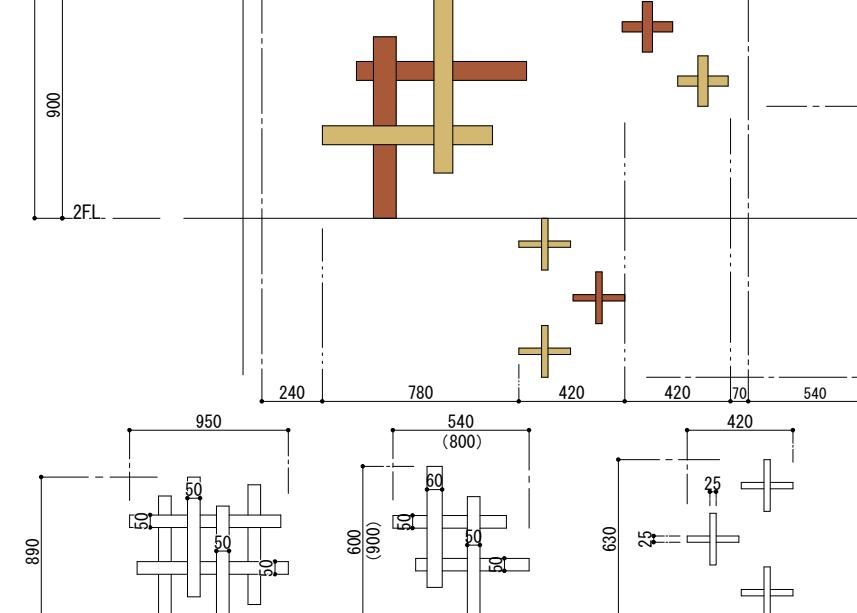
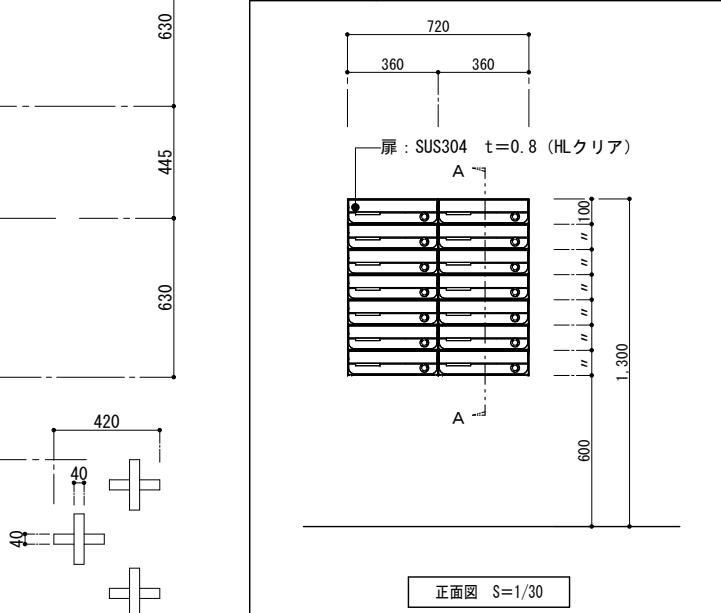


1階平面図 S=1/200



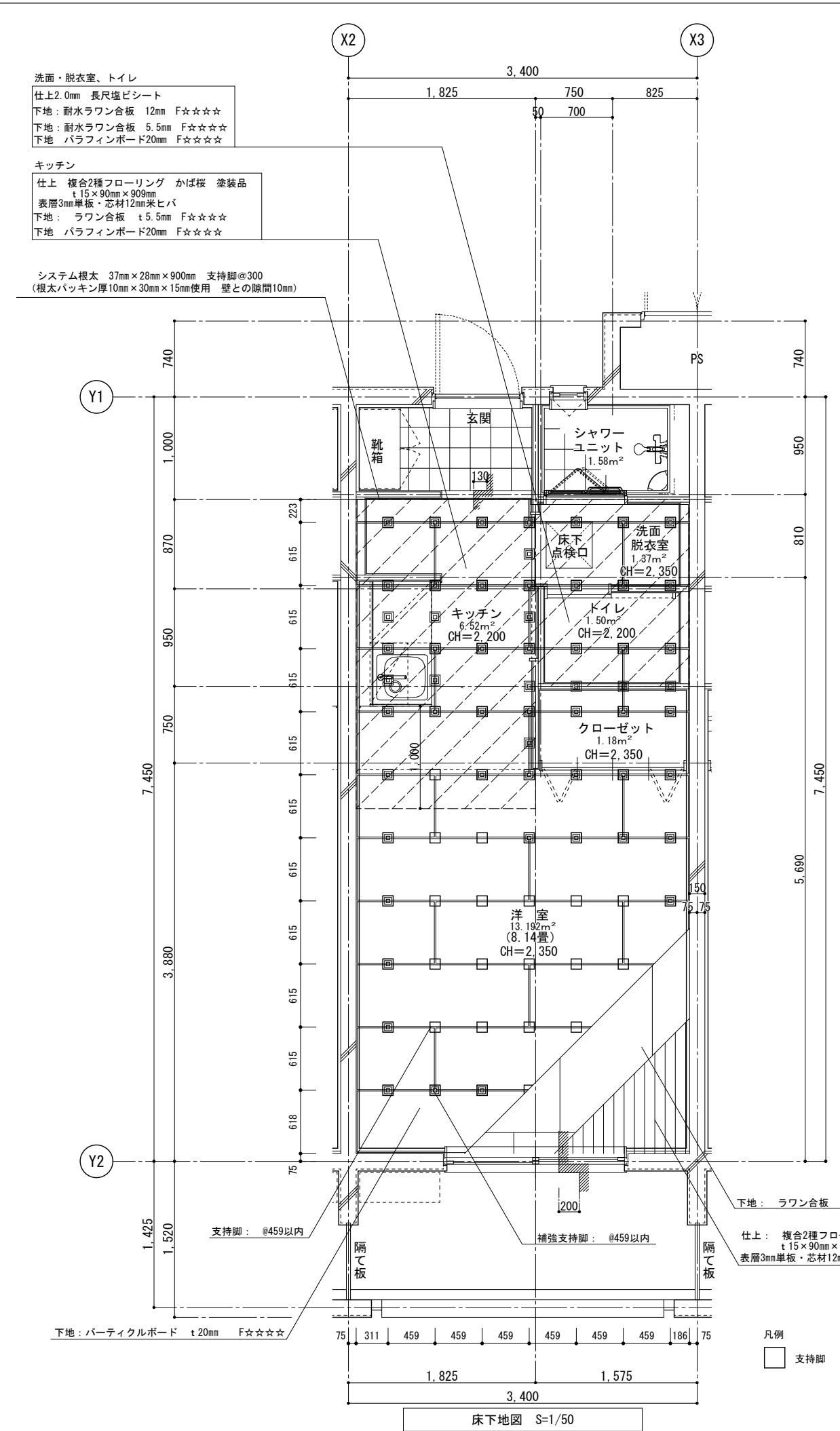
2階平面図 S=1/200

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	建具キーブラン
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1/200
適 要			図面番号	A-22
検 印	管理建築士	設計	製 図	名 称 株式会社 宮平設計 資格者氏名 一級建築士 徳村 泉 登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

D-1	クローゼット枕棚	1/40	D-2	隔壁板 (参考図)	1/50	D-3	アーム付き上下移動式ポール物干し金物 (アルミ製)	1/50																																																																																	
 <p>断面図</p> <p>正面図</p>				 <p>断面図 S=1/6</p> <p>正面図</p> <p>●材質 枠: アルミ押出型材 ボード: ケイ酸カルシウム</p> <p>●仕上 枠: アルマイト処理 ボード: 塗装仕上</p> <p>●枠色 シルバー</p>																																																																																					
 <p>断面図</p>				 <p>断面図</p>																																																																																					
<p>ナスタ同等品</p>																																																																																									
D-4	シンボルサイン (ペイント)	1/40	D-5	タラップ・屋上点検ハッチ	1/40	D-6	室名室	1/3																																																																																	
 <p>断面図 S=1/3</p>				 <p>平面図 S=1/30</p> <p>断面図 S=1/30</p> <p>ナスタ同等品</p>																																																																																					
 <p>正面図 S=1/3</p> <p>断面図 S=1/3</p> <p>●材質 パネル: SUS304/ベース: ASA樹脂 色: 黒 仕上: HL, クリア塗装/アクリル焼付塗装 本体色: ステンカラー, ブラック, ホワイト 表面外寸法: H25 x W130</p>				 <p>断面図 S=1/30</p> <p>正面図 S=1/30</p> <p>A-A断面図 S=1/30</p>																																																																																					
<p>D-7 集合郵便ポスト</p>				<p>1/30 D-8 施設名称 (ステンレス切文字タイプ)</p>																																																																																					
				 <p>郵便受箱 (横型・ダイヤル錠付) 前入前出型 防滴仕様 (14台) KS-MB3202PU-3L-S (NASTA) ※ルームナンバー一切文字貼り</p>																																																																																					
<p>MURUBUSHI</p>																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">定住促進住宅整備実施設計業務</td> <td>工事年度</td> <td colspan="4">令和6年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">久米島町字儀間1041番地</td> <td>図面名称</td> <td colspan="4">部分詳細図 (1)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="3">久米島町役場 企画財政課</td> <td>縮尺</td> <td colspan="4">図示</td> </tr> <tr> <td>適要</td> <td colspan="3"></td> <td>図面番号</td> <td colspan="4">A-24</td> </tr> <tr> <td>検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> <td>名稱</td> <td colspan="4">株式会社 宮平設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計者</td> <td>名稱</td> <td></td> <td>一級建築士 徳村 泉</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td colspan="4">一級建築士事務所登録 第144-33号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>登録登記</td> <td colspan="4">大臣登録 第350160号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="7">沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号</td> </tr> </table>									工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度				工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	部分詳細図 (1)				発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮尺	図示				適要				図面番号	A-24				検印	管理建築士	設計	製図	名稱	株式会社 宮平設計					設計者	名稱		一級建築士 徳村 泉						資格者氏名			登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号								登録登記	大臣登録 第350160号					所在地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号						
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度																																																																																				
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	部分詳細図 (1)																																																																																				
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮尺	図示																																																																																				
適要				図面番号	A-24																																																																																				
検印	管理建築士	設計	製図	名稱	株式会社 宮平設計																																																																																				
	設計者	名稱		一級建築士 徳村 泉																																																																																					
	資格者氏名			登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号																																																																																				
				登録登記	大臣登録 第350160号																																																																																				
	所在地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号																																																																																							

D-9	キッチンW1200	1/40	D-11 シャワーユニット0812	1/40	D-12 靴箱W800	1/40																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 SUS一体キャビ</td><td>1</td><td>引出しなし・コロなし・点検口無</td></tr> <tr><td>2 40シング</td><td>1</td><td>水栓穴あり・右勝手</td></tr> <tr><td>3 P34/シングルバ-水栓</td><td>1</td><td>ノルマ-レS・エコハンドル・一般地用</td></tr> <tr><td>4 止水栓セット品番</td><td>1</td><td>(ドライバー式)</td></tr> <tr><td>5 ジャバホース排水セット</td><td>1</td><td>可動円板</td></tr> <tr><td>6 エンドバ-ル・キッチン用</td><td>1</td><td>D600・フローキャビネット用</td></tr> <tr><td>7 A58/ADRシロッコファン</td><td>1</td><td>W600・シングル・左勝手・3芯</td></tr> <tr><td>8 レンジフード用化粧バ-ル</td><td>1</td><td>金具シルバー</td></tr> <tr><td>9 吊戸棚H50・側底不燃</td><td>1</td><td>開き扉</td></tr> <tr><td>10 エンドバ-ル・キッチン用</td><td>1</td><td>吊戸棚H500用</td></tr> <tr><td>11 天井フイラー</td><td>1</td><td>扉が-対応</td></tr> </tbody> </table>		品名	数	備考	1 SUS一体キャビ	1	引出しなし・コロなし・点検口無	2 40シング	1	水栓穴あり・右勝手	3 P34/シングルバ-水栓	1	ノルマ-レS・エコハンドル・一般地用	4 止水栓セット品番	1	(ドライバー式)	5 ジャバホース排水セット	1	可動円板	6 エンドバ-ル・キッチン用	1	D600・フローキャビネット用	7 A58/ADRシロッコファン	1	W600・シングル・左勝手・3芯	8 レンジフード用化粧バ-ル	1	金具シルバー	9 吊戸棚H50・側底不燃	1	開き扉	10 エンドバ-ル・キッチン用	1	吊戸棚H500用	11 天井フイラー	1	扉が-対応														
品名	数	備考																																																	
1 SUS一体キャビ	1	引出しなし・コロなし・点検口無																																																	
2 40シング	1	水栓穴あり・右勝手																																																	
3 P34/シングルバ-水栓	1	ノルマ-レS・エコハンドル・一般地用																																																	
4 止水栓セット品番	1	(ドライバー式)																																																	
5 ジャバホース排水セット	1	可動円板																																																	
6 エンドバ-ル・キッチン用	1	D600・フローキャビネット用																																																	
7 A58/ADRシロッコファン	1	W600・シングル・左勝手・3芯																																																	
8 レンジフード用化粧バ-ル	1	金具シルバー																																																	
9 吊戸棚H50・側底不燃	1	開き扉																																																	
10 エンドバ-ル・キッチン用	1	吊戸棚H500用																																																	
11 天井フイラー	1	扉が-対応																																																	
D-10	洗面化粧台W600	1/40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面</th> <th>品名</th> <th>色</th> <th>仮決め</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ○</td><td>化粧台本体</td><td></td><td>仮決め</td><td>1</td></tr> <tr><td>2 ○</td><td>止水栓(ドライバー式・アングル形)</td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>3 ○</td><td>ミラーキャビネット</td><td></td><td></td><td>1</td></tr> </tbody> </table>				図面	品名	色	仮決め	数	1 ○	化粧台本体		仮決め	1	2 ○	止水栓(ドライバー式・アングル形)			2	3 ○	ミラーキャビネット			1																									
図面	品名	色	仮決め	数																																															
1 ○	化粧台本体		仮決め	1																																															
2 ○	止水栓(ドライバー式・アングル形)			2																																															
3 ○	ミラーキャビネット			1																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位/項目</th> <th>仕様(寸法単位:mm)</th> <th>部位/項目</th> <th>仕様(寸法単位:mm)</th> <th>壁穴加工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>床</td><td>FRP 単色 模様付</td><td>スライドバー</td><td>フルフルスライドバー</td><td>現場開口</td></tr> <tr><td>壁</td><td>Lパネル</td><td>換気扇</td><td>天井換気扇</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td>化粧鋼板複合パネル</td><td>トラップ</td><td>ABS樹脂製 封水50mm</td><td></td></tr> <tr><td>ドア</td><td>折り戸:アルミアルマイト処理 面材:型板調樹脂板</td><td>給水管</td><td>Rc1/2 めねじ止</td><td></td></tr> <tr><td>水栓金具</td><td>壁付サーモ水栓シャワー専用 シャワー:エコアクアシャワー メタル調ホース</td><td>給湯管</td><td>Rc1/2 めねじ止</td><td></td></tr> <tr><td>照明</td><td>ダウンライト(防湿型) LED</td><td>排水管</td><td>塩ビ管 VP50</td><td></td></tr> <tr><td>タオル掛け</td><td>タオル掛けメタル</td><td>窓</td><td>フリーサイズ窓額縁キット 窓開口補強セット</td><td>現場開口</td></tr> <tr><td>収納</td><td>コーナー棚(クリア)2段 樹脂製</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>工事名称: 定住促進住宅整備基本設計業務</p> <p>工事場所: 久米島町字儀間1041番地</p> <p>発注機関: 久米島町役場 企画財政課</p> <p>適要:</p> <p>検査印:</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>工事年度: 令和6年度</p> <p>図面名称: 部分詳細図(2)</p> <p>縮尺: 図示</p> <p>図面番号: A-25</p> <p>名称: 株式会社宮平設計</p> <p>資格者氏名: 一級建築士 徳村 泉</p> <p>登録番号: 一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士登録 第350160号</p> <p>所在地: 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号</p> </div> </div>							部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	壁穴加工	床	FRP 単色 模様付	スライドバー	フルフルスライドバー	現場開口	壁	Lパネル	換気扇	天井換気扇		天井	化粧鋼板複合パネル	トラップ	ABS樹脂製 封水50mm		ドア	折り戸:アルミアルマイト処理 面材:型板調樹脂板	給水管	Rc1/2 めねじ止		水栓金具	壁付サーモ水栓シャワー専用 シャワー:エコアクアシャワー メタル調ホース	給湯管	Rc1/2 めねじ止		照明	ダウンライト(防湿型) LED	排水管	塩ビ管 VP50		タオル掛け	タオル掛けメタル	窓	フリーサイズ窓額縁キット 窓開口補強セット	現場開口	収納	コーナー棚(クリア)2段 樹脂製			
部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	壁穴加工																																															
床	FRP 単色 模様付	スライドバー	フルフルスライドバー	現場開口																																															
壁	Lパネル	換気扇	天井換気扇																																																
天井	化粧鋼板複合パネル	トラップ	ABS樹脂製 封水50mm																																																
ドア	折り戸:アルミアルマイト処理 面材:型板調樹脂板	給水管	Rc1/2 めねじ止																																																
水栓金具	壁付サーモ水栓シャワー専用 シャワー:エコアクアシャワー メタル調ホース	給湯管	Rc1/2 めねじ止																																																
照明	ダウンライト(防湿型) LED	排水管	塩ビ管 VP50																																																
タオル掛け	タオル掛けメタル	窓	フリーサイズ窓額縁キット 窓開口補強セット	現場開口																																															
収納	コーナー棚(クリア)2段 樹脂製																																																		

D-14	設備基礎	1/40	D-15	設備基礎	1/40	D-16	鋼製手摺 (亜鉛メッキ仕上)	1/40																																																																						
<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> <th>個 数</th> </tr> <tr> <td>受水槽基礎</td> <td>1300</td> <td>300</td> <td>1200</td> <td>3</td> </tr> </table>			名 称	W	D	H	個 数	受水槽基礎	1300	300	1200	3	<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> <th>個 数</th> </tr> <tr> <td>給水ポンプ基礎</td> <td>1260</td> <td>880</td> <td>150</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>アンテナ基礎</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>500</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支線用基礎</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>3</td> </tr> </table>			名 称	W	D	H	個 数	給水ポンプ基礎	1260	880	150	1	アンテナ基礎	900	900	500	1	支線用基礎	200	200	200	3																																											
名 称	W	D	H	個 数																																																																										
受水槽基礎	1300	300	1200	3																																																																										
名 称	W	D	H	個 数																																																																										
給水ポンプ基礎	1260	880	150	1																																																																										
アンテナ基礎	900	900	500	1																																																																										
支線用基礎	200	200	200	3																																																																										
<p>各種面木・スリット周り詳細図</p>																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">定住促進住宅整備実施設計業務</td> <td>工事年度</td> <td colspan="3">令和6年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">久米島町字儀間1041番地</td> <td>図面名称</td> <td colspan="3">部分詳細図 (3)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="3">久米島町役場 企画財政課</td> <td>縮 尺</td> <td colspan="3">図 示</td> </tr> <tr> <td>適 要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図面番号</td> <td colspan="3">A-26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検 印</td> <td>管理建築士</td> <td>設 計</td> <td>製 図</td> <td rowspan="2">設 計 者</td> <td>名 称</td> <td colspan="2">株式会社 宮平設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一級建築士 徳村 泉</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>一級建築士事務所登録 第144-33号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td colspan="3"></td> <td>大田登録 第350160号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所 在 地</td> <td colspan="3"></td> <td>沖縄県那覇市、首里山川町三丁目61番9号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>									工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度			工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	部分詳細図 (3)			発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	図 示			適 要				図面番号	A-26			検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 宮平設計					一級建築士 徳村 泉				資格者氏名				一級建築士事務所登録 第144-33号				登録番号				大田登録 第350160号				所 在 地				沖縄県那覇市、首里山川町三丁目61番9号		
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度																																																																									
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	部分詳細図 (3)																																																																									
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	図 示																																																																									
適 要				図面番号	A-26																																																																									
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 宮平設計																																																																								
					一級建築士 徳村 泉																																																																									
	資格者氏名				一級建築士事務所登録 第144-33号																																																																									
	登録番号				大田登録 第350160号																																																																									
	所 在 地				沖縄県那覇市、首里山川町三丁目61番9号																																																																									



洋室、クローゼット	
下 地	下地：ラワン合板 5.5mm F☆☆☆☆
	下地：パーティクルボード 20mm F☆☆☆☆☆
	支持脚：@459以内 防振ゴム硬度70度
	軽量床衝撃音低減性能 $\triangle LH$ (II) - 3 重量床衝撃音低減性能 $\triangle LL$ (II) - 2 転倒衝突時の床のかたさ 100G以下 (61G)
際根太：システム根太 37mm × 28mm × 900mm 支持脚@300 (根太パッキン厚10mm × 30mm × 15mm使用)	
仕 上	仕上 複合2種フローリング かば桜 塗装品 t15 × 90mm × 909mm
	表層3mm单板・芯材12mmミヒバ

キッチン	
	下地 : ラワン合板 5.5mm F☆☆☆☆ 下地 : パラフィンボード 20mm F☆☆☆☆ 支持脚 : @459以内 防振ゴム硬度70度
下 地	軽量床衝撃音低減性能 ΔLL (II) - 3 重量床衝撃音低減性能 ΔLH (II) - 2 転倒衝突時の床のかたさ 100G以下 (61G)
	階根木 : システム根太 37mm × 28mm × 900mm 支持脚@300 (根太パッキン厚10mm × 30mm × 15mm使用)
仕 上	仕上 複合2種フローリング かば桜 塗装品 t 15 × 90mm × 909mm 表層3mm单板・芯材12mmミヒバ

洗面室・脱衣室、トイレ	
下 地	下地：耐水ラワン合板 12mm F☆☆☆☆☆
	下地：耐水ラワン合板 5.5mm F☆☆☆☆☆
	下地：パラフィンボード 20mm F☆☆☆☆☆
	支持脚： @459以内 防振ゴム硬度70度
	軽量床衝撃音低減性能 $\triangle L$ (II) - 3
	重量床衝撃音低減性能 $\triangle L$ (II) - 2
転倒衝突時の床のかたさ 100G以下 (61G)	
際根太：システム根太 37mm×28mm×900mm 支持脚@300 (根太バッキン厚10mm×30mm×15mm使用)	
仕 上	仕上2.0mm 長尺塗ビシート

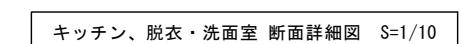
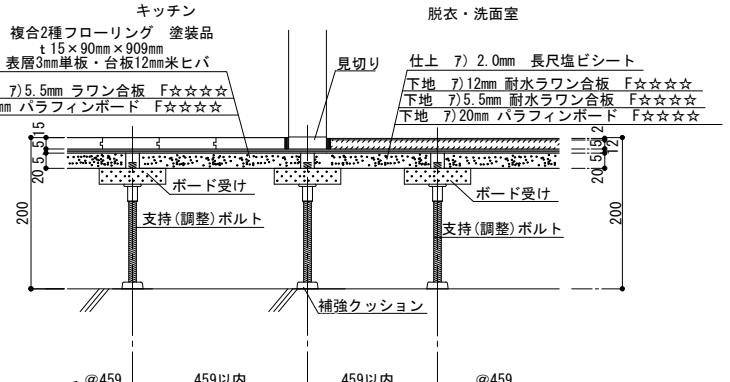
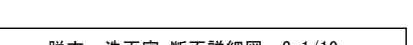
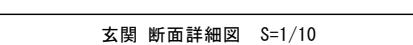
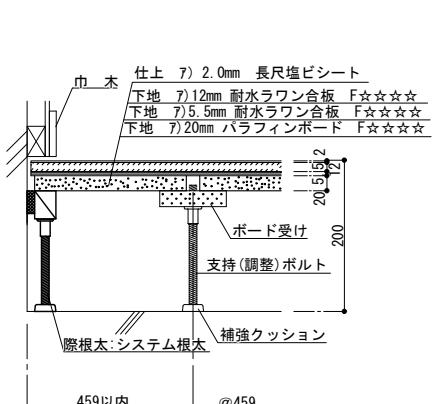
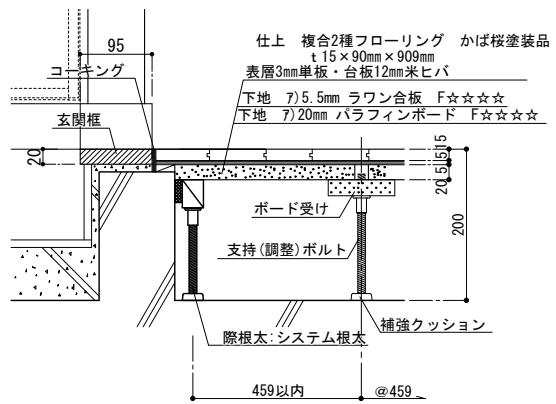
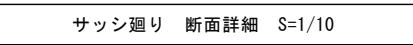
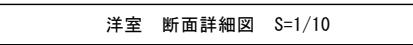
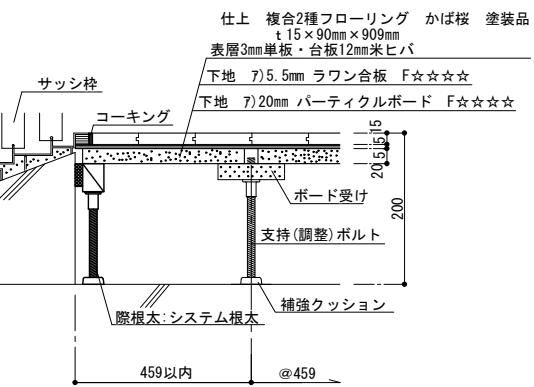
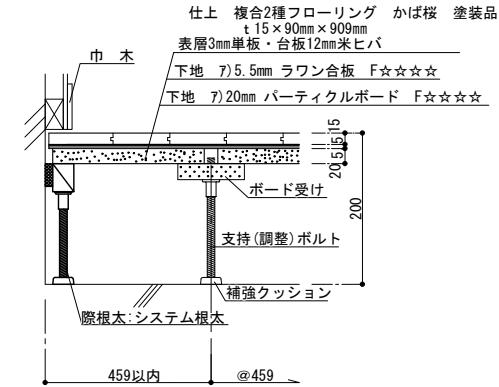
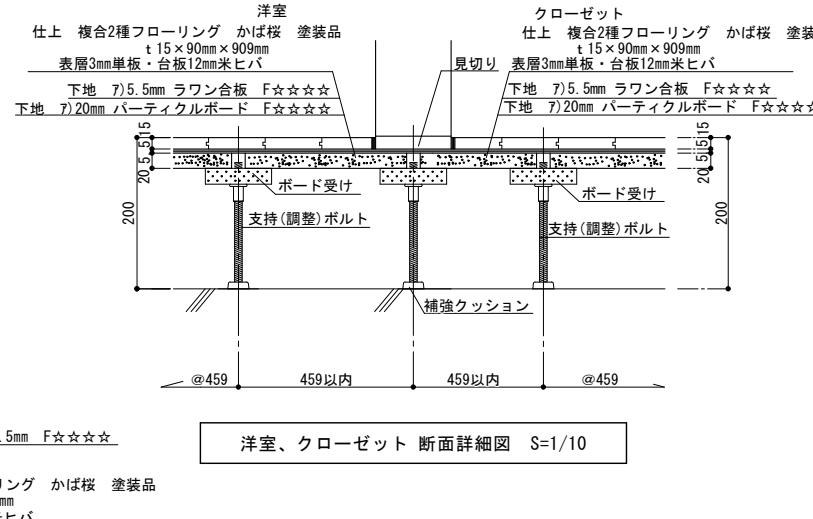
床下地性能

軽量床衝撃音低減性能 $\triangle LH$ (II) - 3

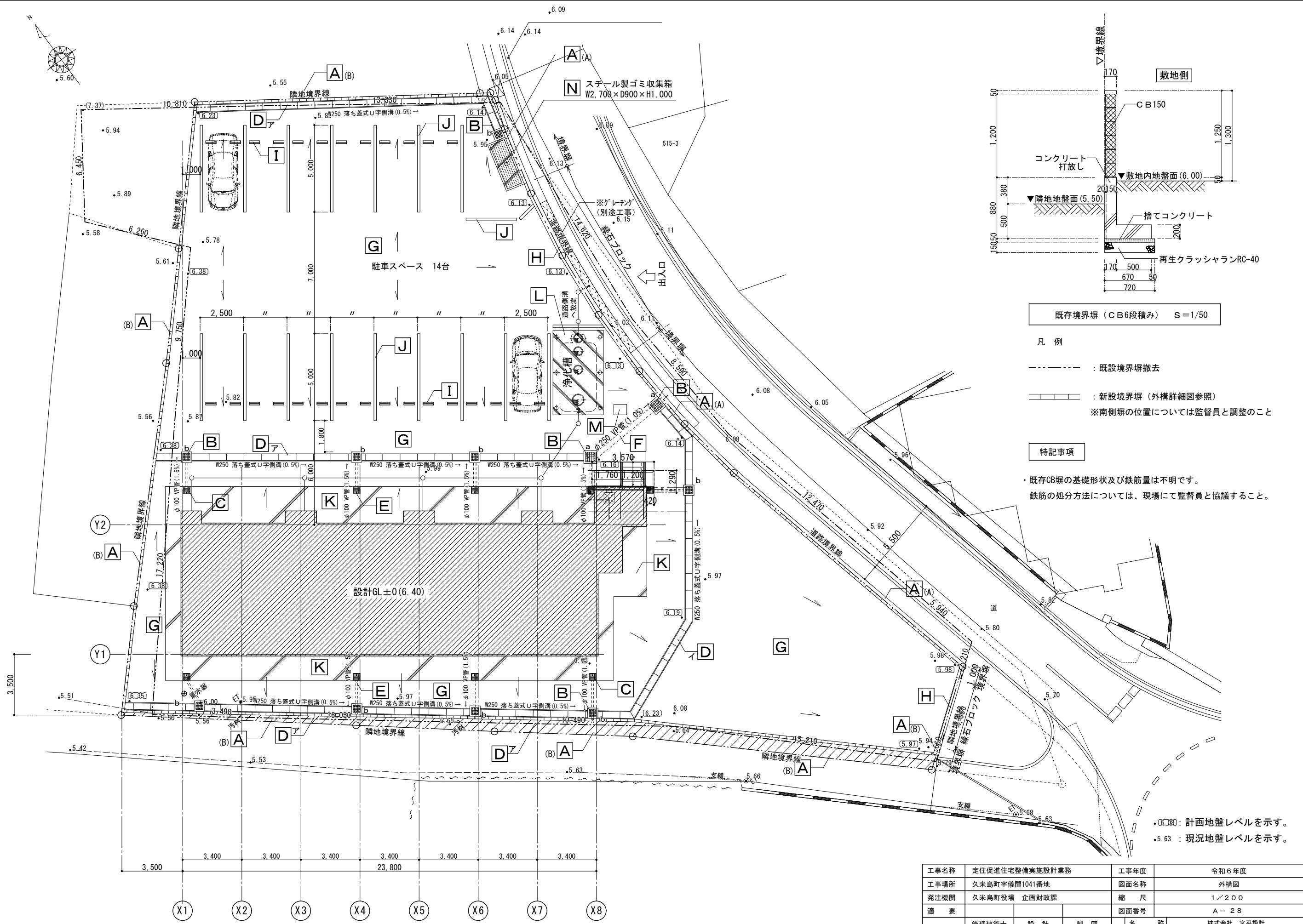
重量床衝撃音低減性能 $\triangle LH$ (II) - 2

転倒衝突時の床のかたさ 100G以下 (61G)

防振ゴム硬度70度 ゴム厚25mm



工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務		工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	部分詳細図(4)	
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮尺	1/50	
適要			図面番号	A-27	
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計
			設 計 者	資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
			登録番号	一級建築士事務所登録 第1444-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号	
			所 在 地	沖縄県那霸市 首里山川町三丁目6-1番9号	



A	境界塀(CB塀5段積み H=1,200以下)全周	1/40	B	集水樹(グレーチング蓋)	1/30	C	集水溜柵(グレーチング蓋)	1/30																																																																
<p>●境界塀 A:東側道路境界線 B:隣地境界線等</p> <p>断面図 S=1/40</p> <p>●境界塀: ・コンクリート: Fc21N/mm², S15, 20N ・鉄筋: SD295A D10, 13 ・壁部: 主筋 D13@200(ダブル), 配力筋 D10@200(ダブル) ・底版: 主筋 D13@200(ダブル), 配力筋 D10@200(ダブル) ・C B: 空洞ブロック(0種) ・主筋 D10@400, 配力筋 D10@400 ※上記配筋によるほか、各関係法令を遵守すること。 ※適宜水抜き孔を設けること。 (裏込め透水層、吸出し防止材、止水コンクリート等)</p>																																																																								
D	落ち蓋式U字側溝(1,3種)、コンクリート蓋(1,3種)	1/30	E	暗渠塩ビ(VP)管	1/30	F	暗渠塩ビ(VP)管	1/30																																																																
<p>●集水樹: ・コンクリート: Fc21N/mm², S15, 20N ・溶接金網: 径6.0 @100 (壁部・底版共) 材質: S S 4 0 0 処理: 溶融亜鉛めっき</p>																																																																								
G	アスファルト舗装	1/20	H	縁石ブロック	1/20	I	駐車ブロック	1/30																																																																
<p>コンクリート二次製品</p> <p>●縁石ブロック: 12.5M</p> <p>●ボンド及びアンカーピン固定とする。</p>																																																																								
<p>※材料はトラフィックペイント 3種1号</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">定住促進住宅整備実施設計業務</td> <td>工事年度</td> <td colspan="3">令和6年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">久米島町字儀間1041番地</td> <td>図面名称</td> <td colspan="3">外構詳細図(1)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="3">久米島町役場 企画財政課</td> <td>縮尺</td> <td colspan="3">図示</td> </tr> <tr> <td>適要</td> <td colspan="3"></td> <td>図面番号</td> <td colspan="3">A-29</td> </tr> <tr> <td>検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> <td>名 称</td> <td colspan="3">株式会社 宮平設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計者</td> <td>名 称</td> <td></td> <td>一級建築士</td> <td colspan="3">德村 泉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士事務所登録 第144-33号</td> <td></td> <td>登録番号</td> <td colspan="3">大正登録 第350160号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所 在 地</td> <td>沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号</td> <td></td> <td>所 在 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>									工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度			工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	外構詳細図(1)			発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮尺	図示			適要				図面番号	A-29			検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計				設計者	名 称		一級建築士	德村 泉				登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号		登録番号	大正登録 第350160号				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		所 在 地			
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度																																																																			
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	外構詳細図(1)																																																																			
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮尺	図示																																																																			
適要				図面番号	A-29																																																																			
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計																																																																			
	設計者	名 称		一級建築士	德村 泉																																																																			
	登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号		登録番号	大正登録 第350160号																																																																			
	所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		所 在 地																																																																				

K 土間コンクリート 1/20 **L 濾化槽基礎** 1/100

M 濾化槽設備基礎 1/30

N スチール製ゴミ収集箱 1/60

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	外構詳細図 (2)
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	図 示
適 要		図面番号	A-30
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 宮平設計
		設 計 者	一級建築士 徳村 泉
		資格者氏名	登録番号 一級建築士事務所登録 第144-333号
			登録番号 二級建築士登録 第350160号
			所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目6-1番9号

